

1 . 平成21年第 2 回郡上市議会定例会議事日程（第 5 日）

平成21年 3月24日 開議

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 議案第 8 号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 3 議案第 9 号 郡上市職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 日程 4 議案第10号 郡上市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程 5 議案第11号 郡上市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程 6 議案第12号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について
- 日程 7 議案第13号 教育長の給料の月額の特例に関する条例の制定について
- 日程 8 議案第14号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程 9 議案第15号 郡上市史編さんに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第16号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第17号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第18号 郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第19号 郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第20号 郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第21号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第22号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第23号 郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程18 議案第24号 郡上市地域医療センター国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第25号 郡上市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第26号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程21 議案第27号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程22 議案第28号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程23 議案第29号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程24 議案第30号 郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程25 議案第42号 平成21年度郡上市一般会計予算について
- 日程26 議案第43号 平成21年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程27 議案第44号 平成21年度郡上市老人保健特別会計予算について
- 日程28 議案第45号 平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程29 議案第46号 平成21年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程30 議案第47号 平成21年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程31 議案第48号 平成21年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程32 議案第49号 平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程33 議案第50号 平成21年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程34 議案第51号 平成21年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程35 議案第52号 平成21年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程36 議案第53号 平成21年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程37 議案第54号 平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程38 議案第55号 平成21年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程39 議案第56号 平成21年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程40 議案第57号 平成21年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程41 議案第58号 平成21年度郡上市北濃財産区特別会計予算について
- 日程42 議案第59号 平成21年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程43 議案第60号 平成21年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程44 議案第61号 平成21年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程45 議案第62号 平成21年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程46 議案第63号 平成21年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程47 議案第64号 平成21年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程48 議案第65号 平成21年度郡上市病院事業等会計予算について
- 日程49 議案第66号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について
- 日程50 議案第67号 郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程51 議案第68号 郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定について
- 日程52 議案第69号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について
- 日程53 議案第70号 郡上市白鳥ふれあい農園の指定管理者の指定について
- 日程54 議案第71号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について

- 日程55 議案第72号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について
- 日程56 議案第73号 郡上市牧歌の里施設の指定管理者の指定について
- 日程57 議案第74号 郡上市高鷲ふれあい農園の指定管理者の指定について
- 日程58 議案第75号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程59 議案第76号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程60 議案第77号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房の指定管理者の指定について
- 日程61 議案第78号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について
- 日程62 議案第79号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について
- 日程63 議案第80号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について
- 日程64 議案第81号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程65 議案第82号 郡上市八幡林業センターの指定管理者の指定について
- 日程66 議案第83号 郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定について
- 日程67 議案第84号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定について
- 日程68 議案第85号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について
- 日程69 議案第86号 郡上市白鳥道の駅施設の指定管理者の指定について
- 日程70 議案第87号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程71 議案第88号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について
- 日程72 議案第89号 郡上市道の駅大日岳地域食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程73 議案第90号 郡上市ひるがの高原多目的広場の指定管理者の指定について
- 日程74 議案第91号 郡上市ひるがの湿原植物園の指定管理者の指定について
- 日程75 議案第92号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について
- 日程76 議案第93号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程77 議案第94号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について
- 日程78 議案第95号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について
- 日程79 議案第96号 郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程80 議案第97号 郡上市めいほう高原自然体験センターの指定管理者の指定について
- 日程81 議案第98号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について

- 日程 82 議案第 99号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について
- 日程 83 議案第100号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について
- 日程 84 議案第101号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程 85 議案第102号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程 86 議案第103号 ウイングハウスの指定管理者の指定について
- 日程 87 議案第104号 みずほ園の指定管理者の指定について
- 日程 88 議案第105号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について
- 日程 89 議案第106号 郡上市高鷲福祉交流センターの指定管理者の指定について
- 日程 90 議案第107号 すみれ作業所の指定管理者の指定について
- 日程 91 議案第108号 郡上市八幡デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程 92 議案第109号 郡上市八幡おなび生きがいセンターの指定管理者の指定について
- 日程 93 議案第110号 郡上市大和保健福祉センターやまつつじの指定管理者の指定について
- 日程 94 議案第111号 郡上市白鳥デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程 95 議案第112号 郡上市白鳥北部高齢者福祉センターいやしの里白山の指定管理者の指定について
- 日程 96 議案第113号 郡上市白鳥東部デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程 97 議案第114号 郡上市高鷲保健福祉センターこぶし苑の指定管理者の指定について
- 日程 98 議案第115号 郡上市美並健康福祉センターさつき苑の指定管理者の指定について
- 日程 99 議案第116号 郡上市明宝デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程100 議案第117号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程101 議案第118号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程102 議案第119号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて
- 日程103 議案第120号 財産の無償譲渡について（下川財産区の財産）
- 日程104 議案第121号 産業廃棄物埋立処分妨害禁止等調停事件に係る調停について
- 日程105 議案第122号 市道路線の認定について
- 日程106 陳情第 8号 介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める国への意見書採択についての陳情
- 日程107 陳情第10号 中部地方整備局の事務所・出張所存続と地方分権改革推進委員会の第2次勧告に向けて地方分権改革推進委員会等における慎重な審議を求める陳情書
- 日程108 要望第 1号 岐阜地方法務局八幡支局の存続を求める旨の意見書の採択について
- 日程109 議発第 1号 議員派遣について

日程110 議発第2号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所  
管事務調査について

2. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷺見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡辺友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	松井隆
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光
商工観光部長	田中義久	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅
会計管理者	蓑島由実	消防本部長	日置憲正
郡上市民病院 事務局長	池田肇	国保白鳥病院 事務局長	酒井進

郡上偕楽園長 松 山 章

郡 上 市  
代表監査委員 齋 藤 仁 司

6 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	山 田 剛	議会事務局 議会総務課長	羽田野 利 郎
議会事務局 議会総務課長 補 佐	山 田 哲 生		

## 開議の宣告

議長（美谷添 生君） おはようございます。

議員の皆様には、3月2日以来、それぞれの質問、大変御苦労さんでございました。いよいよ最終日でございます。スムーズにいきますよう、よろしく御審議いただきますよう、お願いをいたします。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承を願います。

（午前 9時29分）

## 会議録署名議員の指名

議長（美谷添 生君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には5番 鷲見馨君、6番 山下明君を指名します。

## 議案第8号から議案第30号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（美谷添 生君） お諮りいたします。日程2、議案第8号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程24、議案第30号 郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの23件を一括議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号から議案第30号までの23件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました23件は各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より御報告をいただき、各議案ごとに質疑、討論、採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、一括議題として御報告をいただきます。

各委員長より順次、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、20番 田中和幸君。

20番（田中和幸君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

総務常任委員会報告書。

3月2日の平成21年第4回郡上市議会定例会において付託されました条例議案23件、予算議案13件、その他議案4件、要望1件について、3月9日、11日及び12日に総務常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告します。

1番、条例議案。

議案第8号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、医師に係る初任給調整手当について、民間に比して下回っているとの平成20年度人事院勧告を踏まえ、平成21年4月1日を施行日として、月額30万6,900円から41万900円に引き上げるものであるとの説明を受けました。

本委員会としては、特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第9号 郡上市職員の修学部分休業に関する条例の制定について。

市長公室長から、地方公務員法に規定される修学部分休業制度を活用し、職員の公務に関する能力の向上に資する環境整備のため、この条例を制定するものであるとの説明を受けました。同法の規定により、2年を超えない期間において、1週間を通じて20時間を超えない範囲で休業を認めようとするもので、休業取得中に給与は支給されないとの説明がありました。

委員から、職員研修と違い、休業の場合に無給とすることの理由について質疑があり、研修は比較的期間が短く、分野も狭義で、効果のあらわれも早いものであるのに対し、休業の場合は期間も長く、むしろ公務員としての素養を高めることがねらいとされていると考えられるとの説明がありました。

また、活用の見通しについて質問があり、要望に応じて制定するものではなく、制度化による意欲の向上に期待するものであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第10号 郡上市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について。

市長公室長から、地方公務員法に規定される高齢者部分休業制度を活用し、おおむね定年退職日からさかのぼり5年以内の期間において地域貢献等に資する環境を整備するため、この条例を制定するものであるとの説明を受けました。また、休業取得中に給与は支給されず、休業期間は退職手当や年金算定の期間から除外されるものであるとの説明がありました。

委員から、休業時間の延長に関する規定について質問があり、あくまでも当初に承認された1週間当たりの休業時間の変更を認める趣旨のものであるとの説明がありました。

また、法律は社会的な状況のもとで整備されるものであるが、一方で市民の立場からすると、



ボランティアであっても厳しい見方もあることに配慮し、ワークシェアリングや人員削減等の人件費抑制措置なども勘案し、市民や市にとって有益と言えるような運用に配慮されたいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。  
議案第11号 郡上市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について。

市長公室長から、地方公務員法に規定される自己啓発等休業制度を活用し、大学修学やJICA（ジャイカ・独立行政法人国際協力機構）への参加等について、同法に準じた期間について休業を承認し、職員の幅広い能力開発に資する環境を整備するため、この条例を制定するものであるとの説明を受けました。また、休業取得中に給与は支給されず、休業期間は退職手当や年金算定の期間から除外されるものであるが、制度の特殊性にかんがみ、休業期間中の状況把握について規定するとともに、復帰後は職務に有用と認められる場合、一定の勤務をしたものとみなして昇給できるものとしているとの説明がありました。

委員から、昇給が認められる場合、退職手当算出に影響がないかとの質問があり、退職手当算定の期間は除外されるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。  
議案第12号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について。

市長公室長から、市長と副市長の任期中の給料について、市長は100分の10を、副市長は百分の五を減じた額を支給する旨規定した条例を制定するものであるとの説明を受けました。また、この減額措置は期末手当の算出にも影響するものであるとの説明がありました。

本委員会としては、特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第13号 教育長の給料の月額の特例に関する条例の制定について。

市長公室長から、教育長の任期中の給料について、市長は100分の5を減じた額を支給する旨規定した条例を制定するものであるとの説明を受けました。また、この減額措置は期末手当の算出にも影響するものであるとの説明がありました。

本委員会としては、特に質疑はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第14号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室企画課長から、自主運行バスの運行区間に関する表示方法について、道路運送法の規定に基づく自家用有償旅客運送の登録により、従前の地名や停留所であったものを地番に改めるものであるとの説明を受けました。運行距離について実地精査を行い、必要な箇所について適正な修正を行い、郡上八幡コミュニティバスについては、運輸局の指導により赤ルートと

青ルートに区分し、また、新設停留所の設置により料金表の改正を行うものであるとの説明を受けました。

本委員会としては、特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定をしました。

次に、議案第15号 郡上市史編さんに関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室企画課長から、郡上市史編さん委員会委員について、従来は地域振興事務所からの推薦を経て行っていたものを、全市的な見地から幅広く人選できるように改めるものであるとの説明を受けました。また、委員会は平成16年度から平成17年度までに4回開催し、以後、開催はないとの報告がありました。

委員から、協議内容について質疑があり、新たな歴史を開拓することを基本理念とし、市民のためになること、日本の歴史と関連づけること、郡上郡史の継承を図ること、公開に向けた資料のデータベース化を図ること、将来の行政資料とすること、市民参加での編さん・活用を前提とすることといった六つの方針をまとめたとの説明がありました。

また、準備委員会の今後について質問があり、郡上市史は今すぐに取りかかるものではなく、重要となる書類については、市の文書管理規定により整理保存し、時期を見ながら進めていきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第16号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、統計法の全部改正に伴い、同法の引用条項の読みかえなど、所要の規定の整備を行うものであるとの説明を受けました。

本委員会としては、特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第17号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、白鳥町黒古コミュニティセンターについて、利用形態の変化を踏まえた利用者の意向に基づき、公の施設から除外しようとするものであるとの説明を受けました。

委員から、廃止後の利用方法について質問があり、底地についてはもともと民有地であるため、建物については、郡上市普通財産の貸付及び処分に関する要綱により適正に処分していきたいとの説明がありました。あわせて、借地料は当面地元において負担いただくことを確認しているとの説明がありました。

また、起債の償還状況について質問があり、既に償還済みであると報告されました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第18号 郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について。

農林水産部長から、市営高鷲牧場の民営化に伴う財産処分のための改正であるとの説明を受けました。

委員から、借り受け者の今後の経営見通しについて質問があり、牛舎等の賃借料が同等の牛舎を新築した場合の償却額よりかなり低額であること、家族経営のため労務費が相当抑えられること、さらに、借り受け者の高い技術力等を勘案すると、経営は可能と見込まれるとの説明がありました。

また、12日に委員会として現地を確認いたしました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第19号 郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、施設の健全経営と民間同業者との宿泊料の不均衡是正を図るため、宿泊使用料を3,500円から4,000円に引き上げるものであるとの説明を受けました。本施設は、当初、自転車振興会の補助を得て、青少年健全育成等の目的で整備されたものであるが、今はその関係が切れ、平成18年度から財団法人郡上八幡産業振興公社に指定管理者ということでお願いしており、今般、指定の更新に当たり、一般成人の利用に限って値上げするものであり、中学生、小学生は据え置きとなる。新年度から指定管理料がゼロ円となる今回のタイミングに適正な使用料に改正させていただきたいとの説明がありました。

本委員会としては、特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第20号 郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、統計法の全部改正による産業分類の定義の変更と、市が単独で行える緊急経済対策の一環として、工場の増設等に伴う奨励金の交付対象者要件の拡充のため、雇用要件を緩和する所要の改正を行うものであるとの説明を受けました。

委員から、平成21年度予算の積算根拠について確認の質問があり、奨励金の積算基礎となる固定資産税について、償却資産に係る評価が確定している平成20年認定分までを計上していると報告がありました。なお、21年度中に新たに認定される分について、補正予算での対応を想定しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第21号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、通院時の乳幼児等医療費助成の対象を小学6年生まで拡大するよう改正するものであるとの説明を受けました。

委員から、拡大を小学6年生までにとどめた理由について質問があり、支給方式を県内医療

機関については現物支給方式とすることにより受給者の増大等も考えられることや、福祉施策全体の中での配分も考慮し、今後、実勢を見きわめ、段階的に拡大を図ることも視野に入れて慎重を期したとの説明がありました。

福祉施策全体のバランスに配慮された点については積極的に評価するが、制度の周知に十分配慮されたいとする意見もありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。  
議案第22号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正を踏まえて、平成21年度から平成23年度までの介護保険料の引き上げを行うものであるとの説明を受けました。

委員から、保険料算定について質問があり、介護認定者の増加等を見込んだサービス利用量の推計や、多くの入所待機者がある中での今後の施設整備計画等を踏まえた保険給付費の算定、所得段階における保険料軽減策等の経過を踏まえ、保険料を算定しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、態度保留の棄権者を除き、全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第23号 郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について。

健康福祉部長から、平成21年度の介護報酬の改定に呼応して、急激な保険料の引き上げを抑制するために介護従事者処遇改善交付金を基金として積み立て、適正な運用を図るために条例を制定するものであるとの説明を受けました。

委員から、交付金の趣旨と保険料の引き上げとの因果関係について質問があり、交付金の趣旨は介護従事者の処遇改善であるが、処遇改善のために介護報酬がアップすることで保険給付費の増額につながり、結果的に保険料の引き上げとなるので、引き上げられる保険料の一部軽減を図るために、交付金を基金運用し、第1号被保険者の保険料分として繰り入れるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

次に、議案第24号 郡上市地域医療センター国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、郡上市地域医療センター国保小那比診療所の所在地変更に伴い、施設の設置位置を「郡上市八幡町小那比3475番地」から「同3115番地1」へ変更するため改めるものであるとの説明を受けました。

本委員会としては、特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定

しました。

議案第25号 郡上市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、学校給食法に基づいて規定している給食費について、引用している同法の条項の一部改正に伴い、改正するものであるとの説明を受けました。

本委員会としては、特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第26号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、公民館体制の整備に伴い、当該特別職職員の区分、報酬等について、現状も踏まえて改めるものであるとの説明を受けました。

委員から、運営協議会委員に対する費用弁償について質問があり、運営協議会は地区公民館内の組織であるため、支払われていないとの報告がありました。

また、区分の変更等により、当該特別職の人数や報酬総額はどうかとの質問があり、平成20年度が247人であったのに対し平成21年度は155人と、92人の減少になること、報酬は総額で132万円の減額となることが報告されました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第27号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、公民館体制の整備に伴い、公民館の構成を「中央館、支部館、地区館及び分館」から「中央公民館、地域公民館、地区公民館」に改めるとともに、移転した施設の位置の改正や条例に記載する施設の加除など、所要の規定の整備を行うため改正するものであるとの説明を受けました。

本委員会としては、特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第28号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、図書館体制の整備に伴い、図書館の構成を「中央図書館・地区館・分館（分室）」から「本館・分館・分室」に改めるとともに、図書館の名称について変更するため改正するものであるとの説明を受けました。

委員から、館長その他の職員配置について質問があり、現状では、中央図書館長を教育次長が、はちまん図書館長を社会教育課長が、しろとり、やまと、たかす、みなみの各図書館の館長を地域教育課長が兼務しており、職員については、しろとり図書館に司書資格を持つ職員が1名と臨時職員が4名配置され、はちまん図書館には司書資格を持つ臨時職員2名を含み4名の臨時職員が、わら図書館については正規の職員が兼務をしており、その他の図書館、図書室

には、それぞれ臨時の職員が1名ずつ配置されているとの説明がありました。

また、協議会の機能について質問があり、協議会は教育委員会が委嘱した委員10人以内をもって組織し、年間2回協議会を開催して、各図書館、図書室の蔵書等について意見をちょうだいしているとの説明がありました。

さらに、開館時間の統一について質問があり、当面、地域特性を踏まえ、現行どおりとする方針であるとの説明がありましたが、これに対し、委員からは、施設運営の統一も図られたいとの意見がありました。

はちまん図書館に寄贈を受けて所有している絵画の有効活用や、学校図書館との連携による図書館そのものの有効活用等に配慮されたいとの意見もありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第29号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、郡上市白鳥社会福祉センターを社会教育施設に用途変更し、名称も白鳥文化ホールとして改めるものであるとの説明を受けました。

委員から、座席数など施設概要や営業的な使用の範囲などについて質問があり、固定席は168席であるが、収容できる人員は500人であること、ホールは、貸し出しや使用についての詳細については現在検討していると説明がありました。

また、開館時間については、他の施設にも影響があることを踏まえ、適切な運用を図られたいとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第30号 郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、郡上市相撲場の設置に伴い、郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例に同施設の管理運営に係る所要の規定を盛り込むものであるとの説明を受けました。

委員から、利用予測について質問があり、郡上青年会議所の主催するわんぱく相撲大会や市体育協会が主催する市総合体育大会などの恒例的な大会のほか、郡上北高校相撲部などの定期的な利用が見込まれる。また、ジュニアの相撲教室の開催など、相撲連盟の方々とよく相談して有効活用を図り、より市民の皆様が親しまれる相撲場となるよう努力したいとの説明がありました。

また、建設費と利用料算定の根拠について質問があり、建設費は概算で4,200万円程度であり、利用料については光熱費等の経費原価をおよそ400円程度と試算しており、利用者の負担はその2分の1程度が適当との見方に加え、近隣の類似施設との均衡も考慮して、1時間当たり200円を基本に設定したとの説明がありました。国体の開催も迫る中、施設を活用して、市

民の応援ムードが高まるような施策をお願いしたいという意見がありました。

また、12日に本委員会として現地を確認いたしました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

以上、委員会の経過と結果についてを報告します。平成21年3月23日、郡上市議会議長 美谷添生様、郡上市議会総務常任委員会委員長 田中和幸。以上であります。

議長（美谷添 生君） 続きまして、産業建設常任委員長、15番 清水敏夫君。

15番（清水敏夫君） それでは、失礼をいたします。ちょっと朝一、舌べろが回っておりませんので、読み違いがあるかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。

産業建設常任委員会の報告書を朗読させていただきます。

3月2日開催の平成21年第2回郡上市議会定例会において審査を付託されました条例関係3件、予算関係3件、指定管理者関係37件、その他1件について、3月9日、11日に産業建設常任委員会を開催し審査をしました。また、12月定例議会において継続審査となっておりました陳情第10号について審査しましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告します。

#### 1. 条例関係。

議案第18号 郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について。

農林水産部長から、郡上市営高鷲牧場の民営化に伴い牧場の財産を処分するため、所要の規定を整備するとの説明がありました。

委員から、指定管理と民営化の違いについて質問があり、公営で市として業務を行う場合に指定管理をしている。指定管理は本来市がやるべき部分を委託するもので、今回は、高鷲牧場を民営化し、個人へ貸し付けることとしたとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第19号 郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、今春、郡上八幡産業振興公社への指定管理料をゼロ円にするタイミングで、郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの一般分の宿泊使用料「3,500円」を他施設との均衡を図るため「4,000円」に改めたいので、所要の規定を整備するとの説明がありました。

委員から、料金は1名分か1部屋分か、また団体割引制度はあるかとの質問があり、料金は、同条例第9条に基づき1名分であり、団体割引制度については、使用料の減免規定により、割引は可能であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第20号 郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、統計法の全部改正に伴う所要の規定を整備するとともに、現今の極めて厳しい経済情勢への緊急対策の一環で、奨励金の交付対象者について期間を限定し、交付要件の緩和による支援を拡充するための整備であるとの説明がありました。

特段の質疑がなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

上記のとおり報告をいたします。平成21年3月24日、郡上市議会議長 美谷添生様、郡上市議会産業建設常任委員会委員長 清水敏夫。以上でございます。よろしくお願いいたします。議長（美谷添 生君） 続きまして、文教民生常任委員長、13番 尾村忠雄君。

13番（尾村忠雄君） それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

3月2日の平成21年第2回郡上市議会定例会において付託されました条例関係10件、予算関係7件、指定管理者関係14件、その他関係1件及び平成20年第5回郡上市議会定例会において付託され継続審査となっておりました陳情関係1件について、3月9日、11日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

#### 1. 条例関係。

議案第21号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、通院時の乳幼児等医療費助成の対象を小学6年生まで拡大するよう改正するものであるとの説明を受けました。

委員からは、助成が拡大することは市民にとって大変ありがたいことだが、無料化により医療機関への受診が殺到し、業務に支障が生じるおそれもあり、助成には税金が投入されているということを強く市民に理解してもらう必要があるとの意見が出ました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第22号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正を踏まえて、平成21年度から平成23年度までの介護保険料の引き上げを行うものであるとの説明がありました。

所得段階の第1段階から第6段階までの対象者数について質問があり、平成21年度の試算では、第1号被保険者総数は1万4,386人で、第1段階60人、第2段階1,898人、第3段階1,786人、第4-1段階3,683人、第4-2段階2,733人、第5段階3,030人、第6段階1,196人であるとの説明がありました。

今回の改正により負担がふえることとなる第1号被保険者への対策について質問があり、全体的なサービス量の増と平成21年度からの介護報酬の3%増等によって給付費が大きくなるため、被保険者の保険料の値上げはやむを得ないが、本市では特例的に第4-1段階を設定し、



第1段階から第4 - 1段階までに第1号被保険者全体の約52%の方が該当し、基準額より低い額となる保険料率を設定している。また、介護報酬の増に伴う保険料への影響については、国からの臨時交付金を財源に充てるなどにより緩和されている。さらに、1ヵ月の自己負担額が上限額を超過した場合、高額介護サービスとして超過分を償還する給付サービス等を行うなど、低所得者に対して保険料とサービスの両面から対策を講ずるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。  
議案第23号 郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について。

健康福祉部長から、平成21年度の介護報酬の改定に呼応して、急激な保険料の引き上げを抑制するために介護従事者処遇改善交付金を基金として積み立て、適正な運用を図るために条例を制定するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。  
議案第24号 郡上市地域医療センター国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、郡上市地域医療センター国保小那比診療所の所在地変更に伴い、施設の設置位置を「郡上市八幡町小那比3475番地」から「同3115番地1」へ変更するため改めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。  
議案第25号 郡上市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、学校給食法に基づいて規定している給食費について、引用している同法の条項の一部改正に伴い改正するものであるとの説明を受けました。

条例審査に関連して、給食費の滞納の督促は担任の先生が直接行うのかとの質問があり、基本的には学校給食センター職員が対応しているが、家庭の事情についての相談等の面で協力をいただいているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。  
議案第26号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、公民館体制の整備に伴い、当該特別職職員の区分、報酬等について、現状も踏まえて改めるものであるとの説明を受けました。

公民館主事の配置人数について質問があり、活動しやすい主事数について、各地域における協議の上、決定した人数であり、これまで分館活動を行っていた地域は、経過措置として分館数に合わせて主事を配置するが、最終的には世帯割で統一したいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第27号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、公民館体制の整備に伴い、公民館の構成を「中央館、支部館、地区館及び分館」から「中央公民館、地域公民館、地区公民館」に改めるとともに、移転した施設の位置の改正や条例に記載する施設の加除など、所要の規定の整備を行うため改正するものであるとの説明を受けました。

公民館主事になるには社会教育主事資格を有することが条件となるのかとの質問があり、資格の有無にかかわらず、地域に密着して活動してもらえる方をお願いするものであるとの説明がありました。

公民館長の年間事業量は決まっているのかとの質問があり、会議や行事の回数は地域によって差があり、それぞれ自主的に公民館活動を行ってもらうこととなる。専任主事がない地域は、地域教育課の公民館担当職員が役割を担い、活動を立案するとの説明がありました。

委員からは、体裁よく組織体制を整えただけとも受け取れ、公民館長の役割が明確でない。また、常駐する専任主事もおらず事務所もない八幡地域以外の地区館長から不満等が出るのではないかと、見解はどうかとの質問があり、2年の歳月を要して館長会や自治会等に相談しており、現在は「地域をみんなでつくり、自分たちの学習の場をつくる」ことを目標に検討をいただいている。今後は、担当主事数、交付金額についても平等となるよう調整するとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第28号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、図書館体制の整備に伴い、図書館の構成を「中央図書館・地区館・分館（分室）」から「本館・分館・分室」に改めるとともに、図書館の名称について変更するため改正するものであるとの説明を受けました。

名称変更の理由について質問があり、これまでは七つの図書館の館長を地域教育課長が兼務しており、事業内容もばらつきがあったが、行政改革において、市立図書館は1館ないし2館とすべきという方針が示されたこともあり、今後は組織を郡上市図書館に一元化し、館長も1人とするが、子供やお年寄りの利用に配慮して、整備済みの図書館情報システムが活用できることもあり、各地域での図書の貸し出し、返却業務を継続するとの説明がありました。

本館、分館、分室という名称は地域間の順位づけをするような印象を受けるため、郡上市図書館という名称に統一できないかとの質問があり、条例上は本館、分館、分室という構成とするが、郡上市図書館に統一する方向で進めるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第29号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、郡上市白鳥社会福祉センターを社会教育施設に用途変更し、名称も白鳥文化ホールと改めるものであるとの説明を受けました。

日常的な管理を行う部署について質問があり、施設管理は白鳥地域教育課で行い、ホール使用時のみ開館するとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。  
議案第30号 郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、郡上市相撲場の設置に伴い、郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例に同施設の管理運営に係る所要の規定を盛り込むものであるとの説明を受けました。

土俵の高さについて質問があり、30センチの高さであるとの説明がありました。

外壁の構造について質問があり、外壁のうち3面がシャッターとなっており、いずれも開閉可能であることから、晴天の場合は外から、雨天の場合は屋内で見学可能であり、土俵を管理する上でも合理的な構造となっているとの説明がありました。

関連して、合併記念公園までのアクセスがわかりにくく、また、道路幅が狭小のため大型バスが往来に苦慮しているが、対応策について質問があり、周辺の交差点における案内看板の設置のほか、市外からの利用者に対しては事前に地図を配布しており、東海北陸自動車道白鳥インターにも案内地図を配備しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定をいたしました。

上記のとおり報告いたします。平成21年3月24日、郡上市議会議長 美谷添生様、郡上市議会文教民生常任委員会委員長 尾村忠雄。以上でございます。

議長（美谷添 生君） 総務常任委員長より誤記等についての発言を求められておりますので、許可します。

20番 田中和幸君。

20番（田中和幸君） 先ほど申し述べました委員長報告の中でちょっと間違いがございましたので、すみません、訂正をさせていただきます。

最初の1ページの1行目、「平成21年第4回」というふうに発表しましたが、「第2回」でありますので、「2」に変更をしてください。

それから、次に2ページの下から2行目です。「市長は100分の5を乗じた額を」と言いましたが、市長でなくて「教育長は100分の5を減じた額」と、そういうふうですので、大変失礼しました。

以上、訂正をいたします。

議長（美谷添 生君） それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第8号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

それでは、討論を省略して、採決を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第9号 郡上市職員の修学部分休業に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

よって、討論を省略して、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第10号 郡上市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

それでは、討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第11号 郡上市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可とすることに決定をしました。

議案第12号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第13号 教育長の給料の月額の特例に関する条例の制定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第14号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第15号 郡上市史編さんに関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第16号 郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第17号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可とすること

とに決定しました。

議案第18号 郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第19号 郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第20号 郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

それでは、討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第21号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 4番 野田龍雄君。

4番(野田龍雄君) 私、総務委員会で賛成をし、助成が小学校卒業まで拡充されたことを評価する立場で賛成をいたしました。そのときに、県内の他市の状況等をかんがみ、なお若年の子供を持たれる家庭の経済状態が大変厳しい状況の中で少しでも改善をしていくということで、中学校卒業までぜひ早急に努力するよう検討してほしいと。また、それに対し、市側も状況を見ながら努力をしたいという返答があったということで、できるだけ早い小・中学校までの助成拡大に対する要望を申し述べさせていただいて、この条例に賛成をいたすものであります。

議長(美谷添 生君) 質問でないですな。

そうしましたら、質疑を終結し、討論を省略して、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可とすることに決定をしました。

議案第22号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 4番 野田龍雄君。

4番(野田龍雄君) この条例は、約30%近い保険料を引き上げるというものであります。当局の説明では、それぞれ積算理由が述べられておりますけれども、この介護保険制度というものは、まだ発足してわずかでありまして、受けたくても受けられない人もたくさんあると。それから、介護保険料が特に年金等から天引きされることにより、大変市民の同感を得ていない面がたくさんあります。しかも、多くの方が介護保険にかからないでいる。そして、かかろうと思っても利用できない。何年も待たなければ施設へ入れないという状況があります。市としては、そうしたことに対する、その声に応える努力をされて、今回の予算等でもそうした措置がされようとしておりますけれども、この介護保険制度、このほかにもことしになって認定審査が非常に軽度認定されるのではないかとこの報道がここしばらくされております。そういった意味で大変問題を含むということがあり、特に30%の引き上げ、全国的にも約半数



の自治体が引き上げているというように言っております。しかし、実際には引き下げているところもあります。そこらを見ますと、基金を取り崩して引き下げているというようなことでもあります。当郡上市の場合も、今年も基金を繰り出して運営をするという努力は見られますけれども、例年のように、これらの決算を見ますと、そうした繰り出した基金を繰り戻して、また新たに基金を積み立てているというのが現状であります。そういった面から、本当の市民の立場に立って、もっとぎりぎりの努力をして、またはこうした制度をもっと充実させるために一般会計からも繰り入れの努力をしていくということが必要ではないかというふうに考えますので、今回のこの保険料引き上げの条例に対しては反対をいたします。

議長（美谷添 生君） 原案に賛成の諸君の討論を求めます。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 11番 上田謙市君。

11番（上田謙市君） ただいま審議をされております郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について、改正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

御存じのように、介護保険計画は3年間を一区切りといたしております。計画の策定に伴い、保険料も3年に1回見直すこととされております。昨年の暮れの議会に平成21年度から23年度までの第4期計画が示され、今回の条例改正は、それに基づく保険料の改定ということになります。

来期に向けて、65歳以上の方々の保険料を上昇させざるを得ない原因は、保険給付費の増加により、被保険者の一定割合の負担分も増加することになるからであります。その主な要因としては、要介護認定者が20年度は2,089名でありましたが、23年度には2,237名に増加するとの見込みから、介護サービスの量がふえることが上げられます。次に、各サービスに対する報酬が改正をされまして3%の増額になりますし、65歳以上の方々の保険料負担割合が第3期の19%から第4期では20%に引き上げられることも保険料の上昇に反映いたします。さらに、来期の介護計画では、対象者の皆さんのニーズを実現するため、特別養護施設、特定入所施設等の施設整備が計画をされておまして、給付費の増加につながります。そして、保険料の緩和措置のために所得段階における第4-1段階という新たな階層を設けたことによりまして、保険料において月額約65円という、その基準額の上昇になったとも聞いております。

そうしたことで、改正となれば、高齢者の方々の負担は増加することになりますが、特に低所得者の方々には配慮されておまして、新たな第4-1の段階を設けてありますし、第1号被保険者全体の半数の方に対しては軽減策が講じられております。さらに、できるだけ高額な支払いにならないようにとの基金の取り崩しも予定されています。また、各種のサービスでは、高額介護サービスとしての月額が一定額を超え高額になった場合には超えた部分を支給するサ

ービスや、入所者などの食費や居住費の一部を軽減する特定入所者介護サービスなども実施されようとしております。

そうしたことを総合いたしますと、来期の介護保険に向けての保険料改正は、私はやむを得ないものと受けとめております。議員各位の御賛同をお願いいたしまして、改正案に賛成する討論といたします。

議長（美谷添 生君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） それでは、討論を終結し、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（美谷添 生君） 賛成多数と認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第23号 郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第24号 郡上市地域医療センター国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第25号 郡上市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第26号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第27号 郡上市公民館条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第28号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第29号 郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第30号 郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可とすることに決定しました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時を予定いたします。

(午前10時51分)

議長(美谷添 生君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時00分)

議案第42号について(委員長報告・質疑・討論・採決)

議長(美谷添 生君) 日程25、議案第42号 平成21年度郡上市一般会計予算についてを議題

といたします。

本件は予算特別委員会に審査を付託してあります。

委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長、17番 池田喜八郎君。

17番（池田喜八郎君） おはようございます。

それでは、平成21年郡上市議会予算特別委員会報告書ということで報告をさせていただきますが、全議員さんが全委員というようなことで慎重審査を賜りましたので、簡潔に報告をいたしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

3月2日の第2回郡上市議会定例会において審査を付託されました議案第42号 平成21年度郡上市一般会計予算について、3月5日、13日に予算特別委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。審査に当たり、委員長に池田喜八郎、副委員長に武藤忠樹委員を選出後、予算の説明を求め審査しましたので、その概要を報告します。

歳入予算について。

滞納市税の徴収方法について質問があり、徴収専門の嘱託員を配置し、徴収時には口座振替を奨励するなど、滞納の新規発生を抑えるように努めている。さらに、悪質な滞納者に対しては差し押さえを実施しているとの説明がありました。

国の追加経済対策に対する郡上市の姿勢について質問があり、追加経済対策を市単独で行うことは難しく、国の財源措置があって地方の財政負担が生じない方法を望んでいるとの説明がありました。

入湯税の減少に関連して市営3温泉の状況について質問があり、17年度以降減少傾向にあり、特に湯星館の減少が大きい。これは、東海北陸自動車道の整備に伴うせせらぎ街道の自動車通行量の減少が影響しており、今後は来春の飛騨美濃有料道路の無料化をきっかけに官民でせせらぎ街道のPRを行い、明宝全体への誘客を図っていくことを計画しているとの説明がありました。

地方道路税の一般財源化による減収について質問があり、一般財源化されても税率は従来どおりであり、譲与額に変わりはない。ただし、3月までに課税されたものは地方道路譲与税として、4月以降に課税されたものは地方揮発油譲与税となっているとの説明がありました。

保育料と給食費の滞納の有無について質問があり、保育料の収納率は99%ほどで、わずかながら滞納がある。給食費は、小・中学校の分で滞納があるとの説明がありました。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について質問があり、恒久的な獣害防護さくの設置を行っているもので、20年度から実施している。21年度は明宝で施工予定であるとの説明がありました。

ふるさと寄附金の実績と寄附項目についての質問があり、現在のところ全部で29件あり、県外からが13件、県内のうち市外が7件、市内が9件あった。また、寄附項目の検証は今後行いたいとの説明がありました。

自主バス広告料の内容について質問があり、まめバスで8社と大和ふれあいバスで3社の広告料を計上しているとの説明がありました。

積極型予算となった内容について質問があり、交付税総額が上積みとなり、臨時財政対策債も増額となったことから、財政調整基金を取り崩すことなく予算編成を行うことができた。市債の発行は公債費負担適正化計画に従って計上し、それに応じた建設事業を計上している。性質別に見ると、人件費や物件費を抑えながら事業予算を計上したが、結果的には0.33%の増額となったとの説明がありました。

明宝木工センターについて質問があり、20年度で閉鎖するが、補助事業の財産処分制限期間があるため、1年から2年かけ今後の方針を検討することとしているとの説明がありました。

歳出予算について。

議会費。特に質疑はありませんでした。

総務費。集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業について質問があり、21年度はモデル事業として実施するため、旧町村ごとに1団体の予定である。その後は状況に応じて22年度以降の対応としたいとの説明がありました。

市民団体等による行政パートナー試行事業による公民館組織への窓口業務委託について質問があり、21年度での試行は窓口業務の支援としてとらえており、サービス向上につながれば継続したい。NPO法人への委託を考えており、公民館組織への委託は考えていないとの説明がありました。

地域公共交通活性化・再生総合事業の見通しについて質問があり、郡上市の公共交通には課題が多いため、20年度に地域公共交通会議を設置し、意見聴取を行いながら現状の把握に努めた。21年度には地域総合交通連携計画を策定し、問題解決に向けて努力したいとの説明がありました。

総合案内委託事業の内容について質問があり、来庁者へのサービスとして、各部署への案内、職員への取り次ぎ、観光案内、ロビーの美化などを想定しており、1日を通して1名が常駐する形をとりたいとの説明がありました。

民生費。社会福祉施設整備事業で建築する施設について質問があり、八幡地域のウィングハウスを移転して建てかえる事業であり、旧八幡幼稚園の取り壊しと外構工事を市が施工する。建築は社会福祉協議会が施工し、市はその支援を行うとの説明がありました。

乳幼児等医療費助成事業について質問があり、従来から要望が強く、必要性を強く感じて制

度の拡充を行った。医療機関の窓口で一時的に負担する必要がないので、利用しやすい制度となっていると思う。今後できるだけ拡充を図りたいとの説明がありました。

放課後児童健全育成事業の運営について質問があり、20年度までは市が主体となって運営してきたが、プラン運営委員会での話し合いにより、21年度からは民間主体での運営に移行し、市は補助金で支援を行うこととなった。実績のない状況での移行は大変であるが、保護者のニーズは高いと思うので十分な支援を行いたいとの説明がありました。委員からは、現場の意見を十分に拾い上げて実施してくださいとの要望がありました。

衛生費。ヒブワクチンの接種について質問があり、郡上市は、法の規定に基づき、定期の予防接種を範囲として実施している。ヒブワクチンの有効性は認めるものの、その実施については、国や他市町村の動向を踏まえた今後の検討課題としたいとの説明がありました。

郡上クリーンセンター大規模修繕について質問があり、連日にわたり高温での運転となるため、設備への負担が大変大きくなっている。修繕経費の削減は図っているが、必要最低限の修繕を行わなければ施設の耐用年数を縮めることにもなりかねないとの説明がありました。

農林水産業費。中山間地域等直接支払交付金の今後の見込みについて質問があり、現時点では未確定であるが、有効性が高い制度と考えているので、国への継続要求を行っていききたいとの説明がありました。

商工費。商品券発行支援事業について質問があり、4月10日から商工会事務所で発売することになっており、1万円で1,000円券1セット11枚が購入でき、1人5セットまでの購入が可能である。商工会の事業となるので、市からはお知らせとして周知を図るとの説明がありました。

構造改革支援事業について質問があり、従来の融資制度を見直し、商工業振興融資制度を廃止してチャレンジ支援資金融資制度を創設した。また、信用保証料の助成や事務所使用料の助成を行って、創業及び新事業進出を支援するとの説明がありました。

土木費。緊急雇用事業橋梁点検業務について質問があり、コンサルタント委託によって実施するため、委託先での雇用増加を求めている。難しい専門技術が必要となるわけではないとの説明がありました。

ひるがの高原サービスエリア駐車場について質問があり、混雑時に車が滞留してしまうことは認識しているが、現在のところ拡張計画はないとの説明がありました。

消防費。救急救命士の養成について質問があり、県の配分計画に従って研修計画を組んでおり、22年度に派遣計画がある。そのため21年度での派遣はないとの説明がありました。

消防団員費用弁償の積算について質問があり、全体で行うものと方面隊ごとに行うものがあるため、各方面隊によって予算計上額に差が出ているとの説明がありました。

教育費。女性の会の活動について質問があり、女性の会は八幡、美並、和良のみであるが、自治会内の女性部としての活動は行われているので、支援を行っていきたいとの説明がありました。

学力テストに対する見解について質問があり、学力テストは必要であると考えている。個人データは個別面談などに活用しているとの説明がありました。

学校支援地域本部事業について質問があり、旧町村単位に地域本部を設置し、学校が望むボランティア活動支援や人材バンクの設置により、地域で学校を支える体制づくりを行うとの説明がありました。

公民館専任主事の配置について質問があり、本来であればすべてに配置したいが、配置できない地域は地域教育課職員がその役割を担う体制をとりたいとの説明がありました。

災害復旧費。特に質疑はありませんでした。

公債費。特に質疑はありませんでした。

諸支出金。特に質疑はありませんでした。

予備費。特に質疑はありませんでした。

採決について。

本委員会としては、全会一致で原案どおり承認することに決定しました。

以上で審査の経過及び結果について報告を終わります。平成21年3月24日、郡上市議会議長 美谷添生様、予算特別委員会委員長 池田喜八郎。

議長（美谷添 生君） それでは、質疑、討論を省略し、採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、ただいまより採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第43号から議案第65号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（美谷添 生君） お諮りいたします。日程26、議案第43号 平成21年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてから日程48、議案第65号 平成21年度郡上市病院事業等会計予算についてまでの23件を一括議題にいたしたいと思います。御異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第43号から議案第65号までの23件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました23件は各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より御報告いただき、議案ごとに質疑、討論、採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、一括議題として御報告いただきます。

各委員長より順次、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、20番 田中和幸君。

20番(田中和幸君) 総務常任委員会の報告をさせていただきます。

総務常任委員会報告書。

予算議案。

議案第49号 平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について。

総務部長から、歳入歳出の総額と内訳、事業概要の説明を受けました。

委員から、運営費の繰り入れについて質問があり、運営費の繰り入れは、ケーブルテレビ整備だけでなく、音声告知放送や行政情報番組の経費も必要なためとの説明がありました。

また、雑入の内訳について質問があり、NHK団体一括手数料で730万円、ショップチャンネルなどにおける番組放送手数料360万円、企業広告手数料78万円が主なものであるとの説明がありました。

そのほか、2011年7月から始まる地上波デジタル化への対応についての質問があり、現時点では市として特別の対応は考えていないが、市民への情報提供やPRを進め、状況を見きわめながら検討したいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第50号 平成21年度郡上市駐車場事業特別会計予算について。

総務部長から、歳入歳出の総額と内訳について説明を受けました。

歳入における雑入の108万6,000円は愛宕駐車場の徹夜踊り時の臨時収入であり、歳出の主なものは、管理委託料、自動開閉システムの管理委託料などであるとの説明を受けました。

本委員会としては、特段の質疑がなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第51号 平成21年度郡上市宅地開発特別会計予算について。

総務部長から、歳入歳出の総額と内訳について説明を受けました。

歳入で財産収入の減は、前年度4区画の売り払いを見込んでいたものを実績から2区画に変

更したため。また繰入金の増は、これまでに一般会計から繰り入れるべき市営住宅の平成15年から平成19年分の償還金3,252万円を計上したためであり、歳出の主なものは減債基金積立金との説明を受けました。

本委員会としては、特段の質疑がなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第53号 平成21年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について。

市長公室長から、歳入歳出の総額と内訳について説明を受けました。

歳入は基金運用益の1,191万8,000円であり、歳出については、第2基金に係るもので長良川鉄道株式会社への負担金が1,020万1,000円、第3基金に係るもので長良川鉄道協定会連合会へ充てる171万7,000円であるとの説明を受けました。

本委員会としては、特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第55号 平成21年度郡上市大和財産区特別会計予算について。

大和地域振興事務所産業建設課長から、歳入歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、基金の額、大和財産区の管理体制について質問があり、基金については合併協議会において決められた額であり、管理体制については、森林総合研究所の分収造林の比率が高く、財産区管理委員会委員が現地を確認し、整備が必要なところについて毎年整備を依頼しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第56号 平成21年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について。

白鳥地域振興事務所地域市民課課長補佐から、歳入歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、食料費などを実情に沿った予算計上とすべきとの意見や、すべての財産区が一定の方針に基づいて予算計上をすべきとの意見があり、方針については管理委員会の自主性を尊重し、食料費については、管理委員会と協議をし、適切となるよう新年度において補正予算での検討をしたいとの答弁がありました。

また、財産区管理委員会委員選任の周知について質問があり、今後の改選期には地区住民に十分周知されるよう検討していきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第57号 平成21年度郡上市牛道財産区特別会計予算について。

白鳥地域振興事務所地域市民課課長補佐から、歳入歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、工事請負費の内容について質問があり、工事請負費については、災害等で作業路修繕の必要が発生した際に施工するため計上しているとの説明がありました。

また、負担金の事業費割分の算定について質問があり、前年度の事業費実績額を100万円ごとに割り、その口数に6,000円を乗じた分の負担が必要との説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。  
議案第58号 平成21年度郡上市北濃財産区特別会計予算について。

白鳥地域振興事務所地域市民課課長補佐から、歳入歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、負担金の内容について質問があり、北濃地域六つの地区の集会所施設の運営にコミュニティ助成として支出しているとの説明がありました。

審査の中で、助成について公表し、市民の理解を得るべきであるとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。  
議案第59号 平成21年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について。

白鳥地域振興事務所地域市民課課長補佐から、歳入歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、雑入の内容について質問があり、消費税の還付金が100万円、資材置き場の貸付料に17万円が主なものであるとの説明がありました。

また、職員研修負担金の内容について質問があり、岐阜県と福井県でチェーンソーや安全管理の研修に、委員と従業員15名が1回当たり15万円で4回参加の予算が計上されているとの説明がありました。

そのほか、賃金の算定について質問があり、災害で臨時に雇用する職員が1日当たり2万円、75人工で算定しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。  
議案第60号 平成21年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について。

高鷲地域振興事務所地域市民課課長補佐から、歳入歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、財産区で所有している国債と予備費の原資について質問があり、鷲ヶ岳スキー場と高鷲牧場地主組合への土地の貸付収入によるとの説明がありました。

また、財産区の予算について、高鷲地域の一般的な事業に使えないかとの質問があり、その用途が郡上市の一体感を阻害せず、その地域に活用されるのであれば、理解を得ながらお願いをしていきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第61号 平成21年度郡上市下川財産区特別会計予算について。

美並地域振興事務所長から、歳入歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、下川財産区無償譲渡後の予算上の影響について質問があり、登録免許税を計上しているとの説明がありました。

また、財産区移管の手続について質問があり、市職員が嘱託登記を行い、経費については登録免許税のみであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第62号 平成21年度郡上市明宝財産区特別会計予算について。

明宝地域振興事務所長から、歳入歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、土地登記手数料、森林保険料について質問があり、登記手数料については、一部民有地があり、その移転手続のため。森林保険料については、除伐、枝打ち等の事業に県補助を受ける要件として保険加入が必要であるとの説明がありました。

そのほか、里山環境整備事業の内容について質問があり、市道や農道、林道沿線の人工林で冬場などに凍結などする場所について、地域で理解を得てもらい伐採をする事業との説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第63号 平成21年度郡上市和良財産区特別会計予算について。

和良地域振興事務所地域市民課課長補佐から、歳入歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、負担金、補助及び交付金の内容について質問があり、平成20年度に10自治会と自治会連合会和良支部、平成21年度に7自治会と自治会連合会和良支部に、公民館の修繕や中山間地域整備事業負担金の地元負担分などへ補助として支出しているとの説明がありました。

審査の中で、負担金、補助及び交付金については、市民の負担の公平や受益の平等を考えると、一般会計に繰り入れ、歳出について事業内容によって所管の委員会に諮るべきとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

以上、委員会の経過と結果についての報告をしました。平成21年3月24日、郡上市議会議長 美谷添生様、郡上市議会総務常任委員会委員長 田中和幸。以上であります。

議長（美谷添生君） 続きまして、産業建設常任委員長、15番 清水敏夫君。

15番（清水敏夫君） それでは、付託されました予算関係につきまして、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

議案第45号 平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について。

水道部長から、歳入歳出の総額と内訳について説明を受け、明宝地域の畑佐と奥住を統合する上で地域間の水源利用において問題はないかとの質問があり、当地区は一つの簡易水道事業で、水源が二つある。奥住水源は、本流の川より取水していることから、ほとんどのエリアを賄っている。畑佐水源は全体の4分の1ほどのエリアとなっている。こちらについては、民家のないところを長い距離の導水管が走っており、老朽化が進んでいることから、維持管理を考え、地元と協議をしているとの説明がありました。また、明宝畑佐トンネルの新設により、県からの取水施設の支障補てんが受けられる工事となり、今後の維持管理を考えると、取水を二つに分けるよりも一つにした方が管理上効率的であるため、地元協議をしているとの説明がありました。

高鷲大洞地区の現状はどうなっているかとの質問があり、大洞地区の取水の問題については改良を行った。今後については、状況を見ながら現在の施設で安心して使用できるよう可能な限り取り組む。また、高鷲地域の施設は老朽化が進んでいるため、十分な取水量を確保できる地区を調査し、統合に向けて取り組んでいくとの説明がありました。

料金統一に伴い、使用料収入が2,100万円ほどふえるが、算出方法、市民への周知、滞納繰り越し分についての質問があり、料金統一については、合併後5年間で段階的に調整を行っているため、調整分も考慮し算出している。周知については、12月から広報で毎月掲載し、1月の検針時には各家庭に文書を配布するとともに、CATVにおいて文字放送をしている。広報とCATVについては4から5月頃まで周知する。滞納繰り越しについては、平成19年度実績で収納率98.9%、滞納額としては350万円、件数で228件となっているとの説明がありました。

普及率と利用率について質問があり、平成20年3月末の普及率は99.5%で、利用率は91.4%であるとの説明がありました。

普及率が100%に至っていないが、今後の計画について質問があり、計画の一つとして、本年度、大和町上神路の未普及地区の解消に着手する。このほかに八幡町に未普及地区があるが、施設統合を実施していく上で未普及地区も含めて考慮したいとの説明がありました。

八幡町大瀬子の未普及地区はどんな状況かとの質問があり、現在は高速道路の補償により地元で井戸を掘っている。そのため要望等はないが、隣接の小瀬子飲料水供給施設の老朽化も踏まえ、予定として大和中央簡易水道に場皿飲料水供給施設を含めた統合の中で検討したいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第46号 平成21年度郡上市下水道事業特別会計予算について。

水道部長から、歳入歳出の総額と内訳について説明を受け、平成21年度の計画後の残事業、

加入状況等について質問があり、平成21年度の事業後は、処理施設を有するエリアとしては、特定環境保全公共下水道事業の整備率は美並町地区の面整備完了に伴い100%となる。農業集落排水事業については、八幡相生地区を事業着手するため、この計画としては平成25年度に面整備が完了する予定で、相生地区の完了により農業集落排水事業全地区の面整備が完了する。個別排水事業については、おおむね半数の世帯が完了している。今後も申込者に対しては対応していくと説明がありました。全体の整備率については、個別も含め平成20年3月末で88.4%。また接続率については73.5%で、個別排水事業については同年度末で約800基が残っている。さらに、平成19年度決算状況で利用世帯が9,721件、収納率が99.1%、滞納金額450万円、件数にして221件となっているとの説明がありました。

工事の完成に伴い維持管理費がふえるが、施設の管理は市内業者で何割ほどできるかとの質問があり、割合を出すのは難しいが、維持管理部門については市内3業者でおおむね行っている。機器修繕に関して、軽修繕は維持管理業者で行うが、大きな修繕についてはメーカー修繕となっているとの説明がありました。

維持管理費の積算単価の統一について質問があり、国土交通省の積算基準をもとに平成18年度から統一しているとの説明がありました。

水質検査について市内業者でできるかとの質問があり、自主的な検査については各業者で行っているが、法的に規制のあるものは第三者認可機関に発注している。また水質検査については、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業は下水道法、農業集落排水事業は浄化槽法により必要検査を指定しているため、専門の検査機関が対応しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第64号 平成21年度郡上市水道事業会計予算について。

水道部長から、歳入歳出の総額と内訳について説明を受け、現在の有収率について質問があり、八幡地域は平成19年度70.2%で、白鳥地域は同年度83.2%となっているとの説明がありました。

八幡地域の70%台というのは漏水によるものかとの質問があり、下水道工事に伴い、随時本管の布設がえを行っているが、取出管からの漏水が多いため調査をし、随時修繕を行うとの説明がありました。

休・開栓手数料の単価及び件数の520件について質問があり、単価は1件当たり500円に消費税を加えた525円で算出し、件数は、夏に盆踊りなどで一時帰省する人や職場の異動に伴う休・開栓が多いことから、実績に基づき計上しているとの説明がありました。

使用料について、八幡4,300戸で1億5,000万円に対し、白鳥1,780戸で9,500万円となっている。これは料金の差によるものかとの質問があり、平成21年度より簡易水道と同様に統一料金

で計上しているとの説明がありました。

消火栓の維持管理費を1基当たり4,000円見込んでいるが、これは公設消火栓のみかとの質問があり、公設消火栓のみで、使用の有無にかかわらず消防用水利の維持費として含まれている。また、公営企業法には繰り出し基準の中に記載されているが、簡易水道会計については記載がないため計上していないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

上記のとおり報告をいたします。平成21年3月24日、郡上市議会議長 美谷添生様、郡上市議会産業建設常任委員会委員長 清水敏夫。以上であります。よろしくお願ひいたします。

議長（美谷添 生君） 続きまして、文教民生常任委員長、13番 尾村忠雄君。

13番（尾村忠雄君） それでは、予算関係について文教民生常任委員会の御報告を申し上げます。

議案第43号 平成21年度郡上市国民健康保険特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出の総額と内訳、事業概要の説明を受けました。

歳入のうち、予算額以上の歳入は見込めないかとの質問があり、一定のルールに基づいており、療養給付費交付金、普通調整交付金のように年度末に金額が確定するものもあるが、確実に見込まれる金額を予算化しているとの説明がありました。

歳出のうち、一般管理費の国保事務経費のレセプト点検委託の効果について質問があり、市に届いたレセプトを再度点検するもので、約1,100万円の効果を上げているとの説明がありました。

出産育児一時金について、現在の38万円からさらに引き上げられる予定はあるかとの質問があり、国では引き上げが議論されており、平成21年10月から42万円になるという情報はあるとの説明がありました。

老人保健医療費拠出金について、老人保健特別会計はいつ清算するのかとの質問があり、現在、月に約350万円程度の請求があるが、平成22年度をもって終了し、その後は一般会計で事務処理するとの説明がありました。

保険請求がおくれる理由について質問があり、老人保健において縦覧点検を実施している。これは、一定期間に定められた回数しか保険診療の該当とならない場合などの審査で、長期間かかる点検である。減額査定となった場合に医療機関へ返戻され再度請求を行うことでおくれるとの説明がありました。

総合保健事業費の白鳥高齢者支援センターの保健増進事業や和良保健福祉総合施設における保健増進事業の実績について質問があり、白鳥高齢者支援センターでは、保健指導事業として健康教育や相談事業を行い、計24回で延べ114人の方が参加されている。また健康増進事業で

は、健康リーダー養成研修講座などを7回開催し、延べ70人が参加されている。和良保健福祉総合施設では、保健指導事業として健康運動教室などを36回開催し延べ433人が、保健増進事業では食生活改善のためのさくらんぼ学級などを9回開催し、延べ51人が参加されたとの説明がありました。

直営診療所施設勘定の歳入のうち、地域内に民間医療機関が開所したことに伴う高鷲診療所の患者数の状況について質問があり、患者数は13%ほど減少している。地元からは高鷲診療所の存続を求める要望があるものの、民業を圧迫することのないよう、次年度においては外来診療機能を縮小するとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第44号 平成21年度郡上市老人保健特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出の総額と内訳、事業概要の説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第47号 平成21年度郡上市介護保険特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出の総額と内訳、事業概要の説明を受けました。

歳入のうち、介護保険料の普通徴収について、納付書の納付期限が過ぎるたびに頻繁に督促があるが、支払う意思がないわけではないので、年度分一括での請求にできないかとの市民の声を聞くが、いかがかとの質問があり、保険料の納付請求については、4月の仮算定時と7月の本算定時に行っているが、年6期の期別ごとに納期限があり、期別の納期限を過ぎても納付の確認ができない場合に各期別ごとに納付請求を発送している。また、年度末において納付の確認ができない場合にはまとめて再請求させていただいているが、サービス提供時に支障のないよう、期別の納期に納めていただきたいとの説明がありました。

保険料の徴収は、経費の面からも極力年金天引きによる特別徴収が望ましいとの意見が出され、特別徴収は、徴収率も高くなるが、年金額が年18万円以下の人は普通徴収となっていることや、第2号被保険者から第1号被保険者に切りかわる65歳到達の年については、社会保険庁とのシステムの関係で直ちに年金天引きとはならず、一定期間普通徴収となるとの回答がありました。

県負担金の介護給付費負担金と市負担金の他会計繰入金は、負担率がいずれも12.5%相当であることから、予算上は同額となるのではないかとの質問があり、県の負担金については基本ルールでは12.5%であるが、18種類以上のサービス給付の中で一部の事業については県の負担割合が大きくなっており、県負担金は12.5%以上となっているとの説明がありました。

歳出のうち、地域密着型の小規模多機能型施設の利用見込みが下がっており、事業所の経営としてはどうかという質問があり、地域密着型の施設の中で昨年度から本格的な稼働となった



施設があり、平成20年度当初予算では前年度の事業実績が少なく、利用者の最大利用人数の8割程度で見込んでいたが、実績からの見込みとしたという説明がありました。開所後まだ間もない事業所もあり、今後の推移を見守っていくとの説明がありました。

委員からは、志を持って開所された施設であり、十分コミュニケーションをとり合って経営を指導されたいとの意見が出され、地域密着型の事業所については、市も事業所の運営委員会に入り、二、三ヵ月に1度の委員会に参加しており、その都度、運営状況や情報交換を行い、相談、指導を行っているとの回答がありました。

介護予防特定高齢者施策事業費と介護予防一般高齢者施策事業費について、平成20年度のサービス利用者は1人当たり10万円近い予算が充てられていたところ、平成21年度は予算減となるが、利用者への説明はどうかとの質問があり、特定高齢者の運動教室については、参加希望者が少なく、憩いの場的な感覚の方も多いため、本来の運動を覚える場としての意識づけを行い、一定期間で卒業していただき、参加者の入れかえを行い、多数の方に運動を覚えていただきたいということから、今までのように毎週型でなく、年間2回のコースで期間を定めて実施することで、年間の回数は減っているが、運動指導の効果を高め、1人当たりの経費についても効率的に実施していくことを目指しているという説明がありました。また、各地域での自主運動活動を活発化するように、理学療法士等による指導回数を大幅にふやし支援していき、現在の利用者についても一人ひとりに説明を行い、今後の予防活動の指導を行っているという説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第48号 平成21年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について。

郡上偕楽園長、白鳥病院事務局長、地域医療センター事務長から、歳入歳出の総額と内訳、事業概要の説明を受けました。

歳入の一般会計繰入金のうち繰入額の内容について質問があり、郡上偕楽園については、繰入金は公債費元金利子の2分の1を基準としているが、それに加えて人件費相当分2,200万円の繰り入れを受けている。財政健全計画に基づき、退職者の半数を日々雇用職員として人件費を削減し、平成27年度からは繰入金ゼロを目標としている。和良老人保健施設については、郡上市国保和良病院、介護老人保健施設改築工事の利息分である。白鳥病院については、偕楽園と同じく、繰入金は公債費元金利子の2分の1を基準としており、繰入額641万1,000円のところ、そこまでは不要ということで、588万5,000円を計上しているとの説明がありました。

当市の介護サービス事業を一企業で経営していると仮定すると、歳入と歳出の差額は幾らぐらいになるかとの質問があり、一般会計からの繰入金は介護サービス事業全体で5,357万8,000円であり、同等規模の金額が赤字額となるとの説明がありました。

歳出の一般管理費のうち、和良介護老人保健施設事務経費のリフト車の改造費160万円の内容について質問があり、同施設の車いす対応車は、開設当初からの使用で既に14年が経過しており、車いすの取り付け金具が旧式のため、移動中にブレーキがかかると車いすの方に負担がかかるため、健康福祉部健康課所有の公用車を改造して、最新型のリフト装置を搭載するための費用であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定をしました。

議長（美谷添 生君） それでは、ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。続きは昼からお願いたします。1時の再開を予定いたします。

（午後 0時01分）

議長（美谷添 生君） それでは、時間が参りましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（美谷添 生君） それでは、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員長、13番 尾村忠雄君。

13番（尾村忠雄君） それでは、議案第52号 平成21年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について。

教育次長から、歳入歳出の総額と内訳、事業概要の説明を受けました。

奨学金の償還の状況について質問があり、旧町村時代に貸し付けた分の償還が若干残っている。また、郡上市になってから貸し付けた分については順調に償還されているとの説明がありました。

本人が償還するのかなどの質問があり、名義上は本人に貸し付けるため、償還も本人となるが、実際の申請は本人にかわって保護者が行うことが多いことから実態は把握していないが、親が実質償還するようなケースもあり得るとの説明がありました。

償還の請求は本人あてかとの質問があり、償還の請求は本人の名前で行うが、送付先については、当市に住民票を置いて都市部の大学に進学するなど住所が定かでない場合が多いため、保護者の住所に送付しているとの説明がありました。

委員からは、奨学金が生活補助とならないよう、趣旨をきちんと本人に伝える必要があるとの意見が出され、趣旨を自覚した上で勉学に励んでもらうよう、本人に対して文書で依頼することを検討するとの回答がありました。

合併後の新規貸付者の推移について質問があり、平成16年度は7件で、平成17年度は23件、

平成18年度は2件、平成19年度は2件、平成20年度は1件であるとの説明がありました。

平成18年度から貸付件数が急激に減るが、貸付条件に合致しても、定員や件数等の理由で断ったような事例があったのかとの質問があり、合併間もないころは一般会計から繰り入れを行いながら積極的に貸し付けるという方針であったが、奨学金制度のもともとの目的は経済的に修学が困難な方に貸し付けるという趣旨であり、平成18年度に生活保護基準の1.5倍までの方に貸し付けるという基準を設け、同年度は申し込みが四、五件あったところ、所得基準に従って2件に決定した経緯がある。本奨学金のほかにも、独立行政法人日本学生支援機構（旧名称日本育英会）などの奨学金制度があり、そちらの紹介も行っているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。  
議案第54号 平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出の総額と内訳、事業概要の説明を受けました。

保険料の滞納状況について質問があり、滞納者は152人で滞納額は約262万円、滞納者に対しては文書や戸別訪問で納付勧奨に努めているとの説明がありました。

保険料の納付が困難な場合の救済措置について質問があり、国民健康保険税と同じ取り扱いで、世帯主が亡くなり、その世帯の収入が著しく減少したというような場合や、病気になり多額の費用を要する場合、災害などに遭った場合など、特別な事情がある場合は減免することができるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。  
議案第65号 平成21年度郡上市病院事業等会計予算について。

郡上市市民病院事務局長、国保白鳥病院事務局長から、収益的収支予算、資本的収支予算について説明を受けました。

1床当たりの交付税算入額について質問があり、病床数は市民病院、白鳥病院を合わせると214床で、平成21年度の普通交付税は、市民病院で1床当たり89万9,000円、白鳥病院で87万5,000円となり、特別交付税を加えると、市民病院で1床当たり約122万8,000円、白鳥病院で約158万円を見込んでおり、交付税額は約2億8,500万円であるとの説明がありました。

市民病院の内部留保資金の金額について質問があり、現金で約1億円であるとの説明がありました。

医業費用の病院、医師、看護職・医療従事者賠償責任保険の内容について質問があり、医療事故や病院施設内におけるけがに備える保険であるとの説明がありました。

そのほか、医業外収益の売店等設置料について、市民病院の食堂の経営状況について質問があり、病院建設当初は、建物の面積、ガス代、電気代、減価償却を含めて算定した月額18万円の家賃であったが、営業時間が短い、場所が2階で入りにくいといった要因で収益が伸びず、

最初に入居した業者は3ヵ月で撤退された。現在は別の業者が入居しており、家賃月額を3万円としているものの、客数が少なく、職員の利用も伸び悩んでおり、経営は厳しいとの説明がありました。

平成21年1月より開始した白鳥病院の訪問看護ステーション事業の状況について質問があり、1月の登録者数は34人で、延べ利用者数は149人、売り上げは126万円であり、まずまず順調な滑り出しであった。今後とも順調に推移するよう努力するとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定をいたしました。

上記のとおり報告いたします。平成21年3月24日、郡上市議会議長 美谷添生様、郡上市議会文教民生常任委員会委員長 尾村忠雄。以上でございます。

議長（美谷添 生君） それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第43号 平成21年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 21番 金子智孝君。

21番（金子智孝君） 本件につきましては、ただいまの委員長報告も詳細にございまして、適切な結果も得ておられるという報告でございましたが、一つだけ、この報告の5ページに記載があります高鷲診療所の経緯につきまして報告がございしますが、高鷲診療所につきましては、もともと高鷲の診療所として運営をされておりましたが、民間の方で病院が新しく設立されて、その辺の関係においては、やや競合的な存在として今並立してあるという状況だというふうに判断しておりますが、やはり患者数といいますか、経営的にもこれは大変影響のあることだと思っておりますが、減少をしておるといって一面と、それから、その後に次年度ということが書いてありますから、現在21年というふうに考えますと、次年度においては外来診療機能を縮小するということが説明されたというふうになっておりますが、その縮小するということの影響が今後どのように変わってくるのかと。縮小をしていくことによって、将来的には閉鎖というふうにつながっていくのかどうか。この辺の状況がどうなのかという点を御質問いたしたいということと、もう一つは、これは特別会計の43ページにあります、ここには医療機器の経費として500万予算が見てありますし、よく話に出ていました医薬品の件ですね。前から見ると非常に少ないとはいいいながら、高鷲診療所においては6,000万の医薬品を使用するという見通しがあるわけでありまして、縮小するとい患者数とこの機器の整備、あるいは医薬品の確保、こういう点においては影響があるのかないのかというような点について、予算の立て方について御質問いたしたいと思っております。

議長（美谷添 生君） 布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） ただいまの金子議員さんの質問に対してですが、今、金子議員さんもまさにお話しされましたように、民間の医療機関が19年の5月に開業をされております。そういう関係で無医地区という言い方はなくなったわけでございますけれども、高鷲診療所におきましては、従来の患者さんもたくさん見えますし、それから地域医療センターの一角としての地域医療を見ていくということも現在も行っております。しかしながら、確かに診療所、民間の医療機関ができたことによって、若干の患者さんについてはそちらの方にも行かれたかもしれませんし、わかりませんが、先ほどの数字で大体13%から14%ほどは多分民間へ移っておるやろうというふうに理解をしております。

それから、また競合ということもいいかどうかということもございまして、診療所の方につきましては、20年の6月からは特に特定健診が始まりましたものですから、月曜日と木曜日についての外来を閉鎖しながら、既に特定健診の方にも当たっております。さらに、来年度に向けては外来の受診体制を少し変えさせていただきまして、夜間診療はなくしていくというようなことで、なくしてほかのことは何もやらんのかということではなくて、全般的な、さらにいわゆる往診診療ということも重点的に考えていきたいというようなことは考えております。

それから、医療機器の関係の金額がふえておるということでございますが、これはほかの和良等々もそうですが、レセプトの関係のオンライン化ということで新しいシステムを入れますものですから、すべてその関係で医療機器の方が、大きさによりますけど180万から200万ぐらい、場所によって違いますけれども、そのくらいの予算計上をさせていただいております。

それから、患者数がやっぱり減っていきますものですから、当然のことですけれども、医療品の衛生材料費という言い方をしておりますけれども、いわゆる薬代の方ですね。そちらの方も今回の予算の中では減少をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 21番 金子智孝君。

21番（金子智孝君） そういう点については、市民的に見れば、たくさんふえた方がかかりやすいということもありますね。そういう意味においては、サービスは当然継続されると思いますが、ただ、ここに書かれておる文言として、いわゆる民業圧迫という考え方が出てきますと、どこまでいっても民業圧迫は出てきますよね。そういう意見で言えば、集中して、例えば経営を健全にしようと思えば、お客がふえるということが大事ですから、そういう意味で言うと、民業圧迫という概念が診療所の経営にあるということになりますと、すべての公的医療機関と民間の医療機関においては、民業対官業という考えで言うると対立的な構造に、あらゆる診

療所なり病院なりにも波及していく可能性と言ったらおかしいですが、そういう論拠が成り立つと。その辺は、私はとにかく相応の協力なり補完という考え方でやっていくということでない、必ず民業圧迫というのはどこでも出ますから、その論理でいくと、縮小・廃止というふうにはいかにざるを得ないということを経済的に想定されるということについては、いささかどうでしょうというお話でございますので、そういうことはなしに、何とか調整をしつつ、共存共栄という言い方は悪いんですけども、そういう方向を目指すというような形にしておいていただかないと、ただ、民業圧迫という言葉にとらえて言うと、私はどこの病院についてもそれは言えるんじゃないかということをお心配しておりますので、その点の適切な表現があるのかなのかという点について、再度質問いたします。

議長（美谷添 生君） 日置市長。

市長（日置敏明君） 高鷲の診療所につきましては、現在の状態につきましては布田健康福祉部長が御説明したとおりでございます。金子議員さんの御指摘で、究極は、そういう意味では、公的な診療所と民業というのは、ある意味では競合的な関係にございますので、診療所は診療所としての果たすべき役割はどうかという点は常に点検をしながら進めていきたいというふうには思っております。

ただ、それでちょっと一つだけ補足的に御説明を申し上げたいんですが、今、高鷲の診療所、あるいは和良の方もそうなんですけれども、自治医科大学卒業の医師を県から派遣していただいておりますが、高鷲については民間の医院ができたということで、岐阜県全体の自治医科大学の医師の総量といいますか、そういうものの中から、飛騨地域における基幹病院等への派遣もしなければならないというような問題ですとか、それから自治医科大学卒業の医師で他県の出身者と結婚をされておられる方が1組おられまして、その方が、今は他県の方も含めて2人も岐阜県勤務という形になっておられると。そういった方が、今度は後半は配偶者の方の県へ2人がそろって行かなければならないというような事情もあるということで、郡上市に対する自治医科大学の医師の派遣が大変厳しい状態になりますよという予告を実は受けております。そういうことからしますと、高鷲の診療所も1名医師が減ることも想定をしながら、全体として地域医療センターでどういうふうに診療所の最低限の機能を持っていくかというようなことも検討しなければならない。そうすると、現在よりもやはり高鷲における民間の医院と診療所との間で、通常のいわゆる医院としての、診療所としての機能はかなり機能分担をしてもらわないと急激な変化が起こるということもあり得るので、徐々にそういうことも考えていかなければならない。いろんな要素を考えながら、御指摘のような点も踏まえながら、今後、運営を検討していきたいというふうに思っております。

議長（美谷添 生君） ほかがございませんか。

( 挙手する者あり )

議長 ( 美谷添 生君 ) 4 番 野田龍雄君。

4 番 ( 野田龍雄君 ) 委員長報告をお聞きしたんですけれども、この中で、一つは国保税が大変高いとよく聞いておるんです。何とかして引き下げができんかしらという思いを持っておるんですけれども、その点についての論議がなかったか。なかったならば、それについての市側でどういう検討をされたかということをお聞きしたいと思います。もちろん基金の繰り入れを1億ほど一般会計から入れて国保会計を支えておるわけですけれども、毎年、先ほど介護のときも言いましたように、最終決算になると、恐らくその基金の繰り入れは戻しても大体やっていけるような形でやってみえるということで、その分、少しでも国保料を下げられるといいんではないかと思しますので、そういう点どうかということ。そして、そのことがことしの国保料金は6月分ですか、そういうふうになっていますが、その動きもついでに説明していただきたいと思います。

議長 ( 美谷添 生君 ) 布田健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 布田孝文君 ) 野田議員さんの御質問にお答え申し上げます。

国保の関係のいわゆる保険税でございますけれども、これは平成20年度、21年度でございますが、いわゆる医療費分、それから後期支援分、介護分とございますけれども、比率については予算上は全く変わっておりません。それで、例えば医療費分の所得割については4.58、資産割は29%、均等割は2万5,000円、平等割は2万円、限度額47万というように、これは医療費分ではありますが、このことにつきましては、全く20年度、21年度と変わってございません。ただ、国保の保険税がふえておるということでありまして、例えばそれぞれのルール分に応じて、比率分に応じながらルール分の収入というものがあると御理解をしていただきたいと思いますけれども、介護納付金の現年度ということで、40歳から64歳までの介護保険の関係であります。例えばこれの現年分の収入でいいますと、介護納付金の半分相当額から保険基盤分の繰入金を引いた額の一定割合調定分というような形になっておるわけです。そうすると、冒頭の介護納付金がふえておりますものですから、その分で約600万から700万ふえておることですので、大変申しわけない言い方でありまして、実績に合わせながら、そのルール分の中での国保税をいただいておりますということで、実質的には変わっておりませんので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

( 挙手する者あり )

議長 ( 美谷添 生君 ) 4 番 野田龍雄君。

4 番 ( 野田龍雄君 ) そういう意味で、ふえておることやなしに、かなりこの額は市民にとって重い額になっておると。そういう意味で言いましたので、そういうことすし、今の

お話の中では、ぎりぎりの中で予算編成をしたということやと思いますけれども、下げることについては検討されたか、そういうことがあるのかないのか。全然そういうことは考えずに、今だけでも精いっぱいということかもしれませんが、その点、お聞きしたい。

それから、全体としては国保事業が市民の医療を支えておるといふふうに私は思っております。そういう点で、いろいろ問題はあるようですけれども、特に保健の予防関係がどうも弱いんじゃないかと。ことしも少しでも対象人数をふやすためということでこの前説明もありましたが、実際にはこの予算等では減らされておる。かなり大きく減らされておる予防のところでいうと、例えば21ページの特定健康診査等の事業は40%以上減っておると思います。こういう点で、これもいろいろ事情があつて、せんだつては人数が予定しておつたよりは少ないというような話がありましたけれども、それは実態としてそういう形に今のところ出てくるんですが、やっぱりふやす努力、あるいは予防を重視して、そして皆さんに本当に徹底していくということが不十分ではないかしら、こういうふうに思うんです。そして、思う以上に、こうやって額だけでもずっと減っていくということ。県の今いただいておりますやつも減っておるようですね。そういうことですので、何かの形で、新聞等を見ますと、予防をやったらよくなるというのは大間違いやという意見もこの間あつて、そんな意見もあるのかと思ひましたけれども、やはり病気になって、しかも重くなってから治療費をたくさんかけるよりは、早くかかって早く治すということをもっと徹底する必要があると私は思うんです。そういった点で、この予算のことも含めて、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

議長（美谷添 生君） 布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） まさに今野田議員さんおっしゃつたとおりで、私もそう思っております。国保税が多くなる一つの原因は、それだけ療養費がかかるということですから、皆さんが健康でおつていただくと、大変そちらの方はかからなくなるということで、国保税の方も低くなると、簡単に言うとそういうことであろうかというふうに思っております。

今回のもう少し下げることについての検討はどうかというようなお話でありましたけれども、現状における中では、先ほど言ひましたように税率については全く変更しておりませんけれども、やはり病院にかかる方がふえておる、医療費がふえておることが現実的にはあるんじゃないかということで、そのことと言ひますと、今、お話がありました予防対策ということが大変大事だと思います。

今回、予算上の中で特定健康診査事業の中で予算額が大変少なくなつております。このことにつきましては、先般の議会での質問もございましたけれども、いわゆる特定健診の関係で、今年度初めて特定健診をやらせていただくということで、ある程度的人数を見込みながら予算を立てたわけでございますけれども、結果的には、先般もお話しましたように、国保対象者



では約43%ほどの受診であったということでございます。今年度の予算につきましては、その43%を上回る予算にはしてありますけれども、当初の昨年がちょっと値が高過ぎたというのが原因でないかというふうに分析をしております。特に、20年度においては予算上は受診者を5,324人ほど見込んでおりましたし、それから指導対象、後ほどのいわゆる指導ですね。動機づけの支援とか積極的な支援につきましても、予算上は1,060人ほどを見込んでおりました。結果的に言いますと、それぞれが4,283人ほどが実質の見込みでありますので、約1,000人ほど減っております。それから動機づけ等々の支援につきましても、予算上は1,061人ほどでありましたけれども、見込みとしては280人ということで、今回の240人ほどの見込みよりはふやしておりますが、大変申しわけないことでありましたけれども、初めての試みということで、かなり一生懸命職員はやりたいということで見込みをふやしました。結果ながら、一生懸命努力をして、地域での説明会でありますとか、ケーブルテレビ等々でもPRをさせていただきましてけれども、43%ということで、50%ぐらいを大体目標にしておりましたものですから、その分が減ったということでございますが、次年度については予算比では減っておりますけれども、実績よりは頑張るってやりたいという数字になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（美谷添 生君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第44号 平成21年度郡上市老人保健特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第45号 平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第46号 平成21年度郡上市下水道事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を省略して、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第47号 平成21年度郡上市介護保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。

(発言する者あり)

議長（美谷添 生君） そうしましたら、原案に反対の諸君の討論を許可します。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） この予算は、保険料、標準で2,600円のところを3,200円に引き上げる。かなり大きな引き上げ幅になりますが、そういう案であります。そして、現実には、先ほども申し上げましたように、この介護保険によって多くの皆さんが介護を受けて、介護の困難性をこのことによって解決している方もたくさんあります。しかし、逆に今度は施設等の問題、あるいは本人の事情等で介護を受けられない方もあります。その状況を少しでも改善するために、この介護保険会計、努力をしなければならないというふうに私は思っておりますが、今回、かなりの引き上げがありましたし、同時に一方で市としての努力は認めるわけですけれども、多くの方が、特に施設の介護を受けたくてもなかなか受けられない、大変困ってみえるということをよく聞いております。そういうことに対して、ある程度の緊急の市としての対応をする必要が僕はあるというふうに思っておりますけれども、なかなかそれがこたえられなくて、10年ほど介護保険を払ってきたのに、実際に使おうと思うと使えないという声があります。これは何としてもそういう声を解消していく必要があると思っておりますが、今年度の予算の中では十分でないということで、私はこの予算に反対をするものであります。

議長（美谷添 生君） それでは、原案に賛成の諸君の討論を許可します。

討論はございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 11番 上田謙市君。

11番（上田謙市君） 先ほどの郡上市介護保険条例の一部を改正する条例の討論でも申し上げましたように、保険料の見直しは3年に1度されるものであります。野田議員が言われましたように、平成18年度から20年度においては2,600円でありました。この金額についても県下では低い方だと聞いております。今回、来期に向けて3,200円に基準額が上がるわけでありまして、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、給付費も当然上がるということでありまして、低所得者の方については、郡上市なりの配慮をしながら予算が組まれたということでありまして、私はそういうことを総合的に判断いたしますと、郡上市としては本年度の予算はベストであろうということをお判断いたしまして、賛成するものであります。

議長（美谷添 生君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） それでは、討論を終結し、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(美谷添 生君) 賛成多数と認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第48号 平成21年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第49号 平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第50号 平成21年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第51号 平成21年度郡上市宅地開発特別会計予算について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第52号 平成21年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 4番 野田龍雄君。

4番(野田龍雄君) 委員長報告もあったわけですが、この中に最近の申請件数、貸付者の件数が18年2件、19年2年、20年1件ということではありますが、これは去年に比べて予算が少し減っておるわけですが、予定としては何名の対象者を予定しておられるのかということと、もう一つは、この機会に、先般、臨時議会で緊急融資は50万の20人ぐらいでしたか、あったんですが、これの経過もあわせてお話ししていただきたいと

議長(美谷添 生君) 常平教育次長。

教育次長(常平 毅君) それでは、野田議員の質問にお答えをさせていただきます。

この特別会計で新規に貸し付けを予定させていただいております件数でございますが、通常の貸し付けで10件を予定させていただいております。それから、50万の緊急対策としましては2件を予定させていただいております。この2件といいますのは、通常は、日本の場合ですと4月入学でございますが、海外の場合は秋が始期となっております。それを、ややもすると対象者があるかもしれないということで、2件を予定させていただいております。

それからもう一つの質問の50万の貸し付けの状況でございますが、今のところ、たしか5件

だったというふうに記憶をしております。

議長（美谷添 生君） ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） この報告の中にも、その前はかなり多くの件数があったけれども、貸付条件を生活保護基準の1.5倍としたために2件、あるいは1件になっておるということがあり、この前の臨時議会では、そのためにせっかく借りたくても借りられないという方も出ているということで、今、本当に日本の大学はお金がかかるということは皆さんよく御承知のところだと思えますけれども、非常に高い。しかも、兄弟が一緒に出るなんていう条件もあります。そうすると、この1.5倍でなくても、本当に困っているという方はたくさんあるわけですね。そういう点で、これについては検討したいという御返答だったというふうに僕は覚えておるんですけども、こういうふうに書かれておると、どうも1.5倍というのは確定しておるようなんですけれども、この辺については状況に応じて検討をするのかどうかということについてお聞きをしたいと思います。

議長（美谷添 生君） 常平教育次長。

教育次長（常平 毅君） 野田議員の質問でございますが、現在のところは、18年度以降でございますが、生活保護基準の1.5倍までを基準に設けまして進めさせていただいております。やはり一定の基準を設けて取りかかりませんと、17年度のような23件という件数でございましたが、この目的が報告にもされておりますように、経済的に修学が困難な方ということを原則としてございますので、そういったルールはやはり原則として設けていきたいというふうに考えてございます。ただ、生活状況につきまして、例えば民生委員さんとか、そういう方に状況をお聞きしまして、特別そういう人を対象にするということはあるというふうに思います。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） 原則として1.5倍ということだが、事情によっては検討するということがこのようですけれども、実際にこの奨学資金制度の趣旨からいって、経済的な理由で修学できない方に対する支援ですので、できるだけその趣旨が生かされるように、とってむちゃくちゃ大勢にというようなことではありませんが、その点はこの趣旨に沿って実施されるよう強く要望したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（美谷添 生君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認めます。よって、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第53号 平成21年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第54号 平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。

(挙手する者あり)

議長(美谷添 生君) 4番 野田龍雄君。

4番(野田龍雄君) この後期高齢者医療制度の委員長報告ですけれども、二、三やりとりがありまして、全会一致で原案のとおりということですが、高齢者の医療費というのは非常に大きな問題を抱えておりまして、この後期高齢者医療制度が導入されたのも、これを何とかしたいということが意図にあるというふうに思っております。この後期高齢者医療制度が導入されたことによって、郡上市の後期高齢者の医療の実態がどうなったかということが非常に大事なことなので、しっかりつかんでいく必要があると思います。

先般の私の質問に対して、市長さんも、医療費の額からいっても、人数からいってもそんなに変わっていないということで、このことによって医療の質が下がったとは思われないというようなことでしたが、実際、この後期高齢者医療保険特別会計を見ますと、これがすべてでは

ないんですけれども、介護保険といろんなものとで補い合っておるわけですから、しかし、これまで保険で行われてきた医療が75歳以上だけ別個の医療にして行われておると。確かに言われたように、保険料を低所得者向けはかなり軽減をして発足をしました。しかし、これは2年ごとに見直しをされていきます。そして、高齢者と、あと国とか地方自治体の枠の中で、例えば医療費がうんと上がれば、その中で検討せんならんという形の仕組みですので、今後は保険料がどんどん上がっていく心配をされておりますし、政府もそういう試算をしております。10年後には何割かふえるというようなこと、あるいは倍ぐらいになっていくというようなことを言っております。そして、医療の中身も、かかりつけ医の制度を利用して、医師によって診療の内容もある程度指導されるというようなことで、これは国会の答弁を聞いておりますと、一面では老人には老人向けの医療をするんやと、そんなに高額の医療を受ける必要はないんだというような雰囲気伝わっておるわけですが、始まりは、大変お年寄りはそんなにお金を払わなくてもいいよ、そして政府の広報でも何ら変わることはありませんと言っておりますが、今後はそういう心配をしております。

そういった意味で、この医療制度が始まってまだ1年たっていませんので、検証するのが非常に困難でありますけれども、恐らく病院等の事務局では、その辺の事情がある程度傾向としてわかって見えるんじゃないかと思っておりますので、もしわかる部分があったら、そういう医療制度が二つに分かれてこうなったけれども、こうですよというような傾向があればお聞きしたいと思っております。

議長（美谷添 生君） 布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君） 傾向って、我々は分析がまだしにくい部分でありますけれども、この間の一般質問でありましたように、予算全体といいますか、経費全体のことと言うと、例えばこの制度が岐阜県の中の郡上という位置づけですから、郡上の高齢化率等々、先般、市長の方も答弁させていただいたように、大変郡上として助かっていると言いはほかの市町村に申しわけないわけではありますが、そういう実態であろうかというふうに思っております。

それから、制度全体のお話の中で今回歳入が減っておりますけれども、これは減りましたのは、要は被保険者の被扶養者ですね。その分が非常に減額をされたものですから、昨年度の当初はその分を予算上上げておりましたけど、その分だけでも5,600万近いいわゆる軽減策がとられたということで、この予算の方も減っておるということでもあります。

残念ながら、一つは、先ほどの予防ということも大変大事な話ではありますが、何かその辺はちょっと僕もお聞きすると、お年寄りの方、結構病院に通ってみえるもんですから、おれは病院に通っておるで健診なんか受けてもいいという方がちらちらと聞こえる声としてあります。ですから、そういう意味でいいますと非常に健診率が低いということで、これもやっぱり昨年



度の実績を踏まえた目標数字としては上げておりますけれども、前年度の見込み者数を4,700人ほど上げておりましたものですから、今回予算が減っておりますが、実績よりは頑張ろうという気持ちはありますけれども、そういう実態であろうかというふうに思っています。

医療費についても、先般の一般質問の中で市長の方からしましたように、郡上市の平均が約67万ぐらいでありますし、県下平均69万円ぐらいということで、郡上市の平均からいっても、このことができたから、ちょっと病院にかかるのは抑えようとかという意識はあまり、まだ1年でありますけれども、数字的にはまだちょっと見られないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（美谷添 生君） ほか、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

原案に反対の諸君の討論を許可します。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） 国が実施することに対して、地方がそれに従っていくというのは普通の形態でありますので、やむを得ん点があると思います。しかし、この制度は、それを始めた厚労省でもまだまだ見直しをせんならんと言っておるような制度であります。それで私も仕方がないなと思うんですけれども、やはりそういうことに対する意見をどこかで申し上げないかんということで、私はあえてこの制度にも、今回の予算にも反対をさせていただきます。

非常に今の制度の中で努力をされて、少しでもこの制度を維持させようということで予算は組まれておるとは思いますけれども、この制度の基本である75歳以上のお年寄りだけ別枠にしてやるということですね。こういう発想を何らかの形で変えていかないかんというふうに私は思うんです。本当に国民皆保険が曲がりなりにも実施されておる中で、特に収入もふえない。しかも低所得者が多い。もっと言うと、ひとり住まいの人もあるし、病氣もふえておる。こういう方だけを別の制度にするということが非常に問題である。まずこれは言わなくてはならないというふうに思います。

そして、実際にはまだ1年たっていませんので、その実施内容についても、数年を経て検証して、その問題点も明らかになっていくと思うんですけれども、現実にも今の中でも、いろいろ問題はあるでしょう。具体的な問題、例えば予防などもなかなか受けん人が多いと。そういう事実はあると思うんですけれども、そういうお年寄りに合った施策というものは、何も別の医療制度にしなくてもできるはずやというふうに私は思うんです。そのことで、今回出てきた予

算については、それなりの検討がされておるといふふうに思いますけれども、この制度の趣旨について、やはり意見をどうしても申し上げて、そして改善をしていかないかん。できればこの制度はやめなければならんと私は思っておりますが、そういうことで意見を申し述べさせていただきます。反対をさせていただきます。

議長（美谷添 生君） それでは、原案に賛成の諸君の討論はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 7番 山田忠平君。

7番（山田忠平君） 議案第54号、21年度の郡上市後期高齢者医療特別会計予算であります。本件の予算に賛成の立場から討論を申し上げます。

まずもって、本件は法律によって制定された後期高齢者医療制度を運営するための特別会計予算であります。その大部分が市の業務として法制化された事務を実施して、管理者の方々が納付された保険料を広域連合に届ける会計であります。

この後期高齢者医療制度は、先ほどから言われておりますように、昨年4月に実施され、名称等についてもいろいろと議論されたところであります。後期高齢者、あるいは終末期相談支援料など、今まで、戦後日本の経済を支えてこられました方々に対して心遣いが欠けていたということは深く反省するべきところがあると思っておりますが、また、制度設計のおくれから、細かな改善の必要が生じた状況もあります。さらに、制度の周知不足が相まって大きな混乱を来し、社会問題となっていることも現実であります。制度が開始されるや否や、国においても6月、8月の2度の改正を実施する中、その制度を廃止し、もとに戻す案までありますが、それでは長年議論してきた老人保健の問題を解決できないということから、医療の費用負担について、全世帯が納得して共感が得られること、また75歳の年齢による区分のあり方、年金からの保険料徴収のあり方などを視点として5年後に実施することとしていたが、制度の見直しが前倒しされ開始をされているところであります。

制度については、必ずしも完璧なものではないと考えます。やはり先ほどから意見も出ておりますように、悪ければ直しながらよいものにすることが必要である。そのためにはどうするかということを考えるべきでありますし、現に国においても、この制度について見直しに現在着手しているところでありますし、地方においては、我々も含めて意見を申し上げていかなければならないことも十分あるところであります。本予算編成に当たっては詳細に積み上げられたものでありますし、郡上市の現状、あるいは現況、そういったことを見据えた予算と評価し、本予算案に賛成するものであります。議員各位の賛同をお願いいたします。

議長（美谷添 生君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） それでは、討論を終結し、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（美谷添 生君） 賛成多数と認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第55号 平成21年度郡上市大和財産区特別会計予算について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第56号 平成21年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第57号 平成21年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可とするこ

とに決定しました。

議案第58号 平成21年度郡上市北濃財産区特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 4番 野田龍雄君。

4番(野田龍雄君) 総務委員会でもこれは審査されまして、私も賛成をしております。この委員長報告を見ますと、例えば北濃とか、あるいはほか幾つかあるわけですけれども、財産区の木を切り出して、それを売却したものを地域のことで活用しているというようなことがあったり、あるいは、ちょっとこれは財産区なので、詳しいことの審議までは十分できずに、一体どうなっておるんやろうというような内容がいろいろありましたので、その席で、今後できるだけ明らかにして、議会で取り上げる以上はしっかりとした審議ができるようにしたいなという要望を申し上げたところです。そういう点で、例えば総務委員会的时候にも集会場施設の運営にコミュニティー助成として支出しているというようなこととか、ほかにもありますが、そういう問題については、やはり財産区の性格上、その地域のことに生かしていくということは大方の理解が得られておるんじゃないかと思えますけれども、ただ、そのやり方は、やはり本当に必要なものに使っていくと。何でもいいんやということになしに、やっていくということが必要であろうかと思えますので、報告では十分細かいことが出ていけませんので、少しつけ加えて、そういった今後の財産区の会計の透明性といいますか、そういった点をやはり大事にしていていただきたいということを申し上げて、今後これはずっと賛成を申し上げるつもりですけれども、ぜひそういう点での改正といいますか、改善を行っていただきたいという要望を申し上げたいと思います。

議長(美谷添 生君) 質疑じゃございませんね。

4番(野田龍雄君) はい。

議長(美谷添 生君) そうしましたら、質疑を終結し、討論を省略して、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第59号 平成21年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第60号 平成21年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第61号 平成21年度郡上市下川財産区特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第62号 平成21年度郡上市明宝財産区特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第63号 平成21年度郡上市和良財産区特別会計予算について、質疑を行います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 21番 金子智孝君。

21番(金子智孝君) 本件につきましても、所管の委員会におきまして委員長の方から詳細に報告をされた件であります。私も所管に所属をしております。質疑をいたしたところあります。改めまして、確認の意味におきまして一、二質問を申し上げたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

本件につきましては和良財産区の予算でございますが、これについては21年度の予算説明の折に資料として説明されておりますが、一般管理費の経費として704万円という負担金、補助及び交付金が計上されておまして、事業概要説明としては、地域福祉環境整備事業交付金という説明をされておりますが、質疑の中で、本件については当該事務所の担当から詳細な説明を求めておるわけですが、委員長報告にもありますように、その内容は、もとの予算は20年度の当初予算、これは骨格予算のときに予算計上されました事務経費ということで、当該財産区の1,600万余の予算が計上されておまして、20年度分ということで既に委員長報告にもありましたが、10の自治会、それぞれ100万円ずつ事業がありまして、交付をされる。残余の分について、21年度、いわゆる本年度予算に計上されたのは704万ということで、五つの自治会を含む連合自治会に対する配分金といいますか、補助金、こういう内容で予算計上があるわけですが、20年度の予算の執行状況について事務担当者にお尋ねをしましたところ、和良財産区関係の担当者の御答弁としては、本補助金は自治会に対する補助金であると、こういうことが一つ明確にされております。それから、会計処理上はどうして処理をしたかということに対しましては、財産区会計については市の方の会計としては処理していないので、財産区の事務局ということで地域事務所の中で通帳をもってやっておると、こういうふうに説明をされております。改めて確認の意味でお尋ねしますが、これは特別会計という公の会計ということをして市長もおっしゃっておるわけですが、公の会計処理がいわゆる現地、出先の中で本所といいますか、会計を通さずに処理をしたというニュアンスに聞こえておるわけですが、本会議におきましても会計担当が御出席でございますが、そういう処理がされておったのかどうか、確認の意味で質問しますので、御答弁を求めたいと思います。

議長（美谷添 生君） 蓑島会計管理者。

会計管理者（蓑島由実君） 御答弁申し上げます。

合併協議の決定を尊重した形ということだと私もは認識をしておりますが、郡上市の各財産区の会計の処理につきましては、収入役、あるいは会計管理者のところを経由する会計処理の形はとっておりません。各地域事務所で財産区担当の出納員の管理のもとで会計の収入支出の執行がされております。そうした実態がございます。また、白鳥地域の四つの財産区につきましては旧白鳥町時代からの会計処理の形を継承しております、それぞれの財産区の役員が会計の収入支出の処理を行っておるところでございます。そうした形でそれぞれの財産区、先ほど最初の方ですが、地域事務所の出納担当者が財産区の管理会の役員、会計等の決裁をとった上で収入支出の会計処理をやっているという実態がございます。以上です。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 21番 金子智孝君。

21番（金子智孝君） 財産区につきましては、合併協におきましてそれぞれ調整が当然あったと思われませんが、その詳細につきましては、私も当時、議会にありましたけれども、財産区の処理についていかなる方法でどうするかということについては協議をした記憶はございません。恐らく町村会ないしはハイレベルの事務担当といいますが、助役会というのが当時ありましたが、その辺で調整された結果、ただいまのような処理がなされて今日に至っているという経緯に私は見えますが、一つここで総務委員会のときのやりとりの中で、市長の方から自主性を尊重もしたいと。そこで、できるだけ現地の管理者会というのがありますから、そこにおいて主体的に運営していただくようにというひとつのお話もございましたが、ただし、これは法律がございまして、地方自治法ないしは市の会計規則ないしは法令、あるいは実例、こういうのも法令遵守の範囲に属することではありますが、その点に関しまして、ただいま事務当局が、会計担当者でございますから、ただの事務ではございません、責任ある立場でございますから、そういうふうに処理がされておるかということと、もう1点、これも確認をさせていただければありがたいんですが、当該和良財産区におきましてもただいまのような処理でございまして、金銭、いわゆるこの20年度の100万円の支出については、財産区の管理会ないしは管理委員長というんですか、管理会長というんですかね。会長の決裁で処理をしておると、こういうふうに説明をされております。

したがいまして、そのことが何が問題かということではありますが、行政実例で確認をしますけれども、これは六法全書には必ず出てくる条文ではありますが、財産区の補助金の支出という行政実例が、もう御存じのとおりであります。昭和35年4月18日付の実例でございますけれども、何を問うたかということ、財産区において区域内の福祉のため補助金を支出することは違

法と解釈するのはどうかという問いに対して、財産区の財産が公の施設の管理上必要な限度を超えてする補助金の支出は違法であると、こういうような実例が御承知のとおりありまして、こういう形のものが厳然として現在あると。

通常の処理はどうするかということなのですが、実例に従えば、項目を見させていただきますと、公民館だとか、文化財保護だとか、山林進入路の舗装だとか、ゲートボール場だとか、中山間の整備事業負担金だとか、こういう項目ですよ。こういう公共的事業に関しては、財産区の管理会は財産区の財産、いわゆる預金等々を一般会計に繰り入れて、そしてこの議会の議決を経て執行すべきと、こういう形で示してあるわけでございますね。それが公会計を通さずに、言ってみれば直接やりとりされるという経緯については、いささかこの点については疑義があるんじゃないかならうかと。もう少し透明性を持って法に適した形で実施するというのが私は郡上市にとっては非常に大事なことでなかろうかというふうに思っております。

そこで、そうした点については、実例とは私の解釈ではいけませんので、当然、財産区については監査委員が監査をすると自治法上なっておりますから、704万円という資金をこれから執行しなきゃなりませんから、適切にこれが執行するというを確認する意味におきまして、ぜひとも監査委員さんの御意見を賜りまして、適切、妥当な見解でもって執行していただけるように、私は執行部に対して特段の要請をしたいし、さもなくば、ややこしい手続になりまして、執行について監査の請求を改めてしなければならないということにも、金額もかなり大きいわけでございますし、一律100万円ずつお渡しするというような措置が財産区という会計の中で一般的に行われるということになりますと、員弁町の自治会に対する4,000万円の、これは貸付料であります、自治会にこんなものを毎年渡すということは違法だと。市長は返還しなさいという、これは津の裁判所の判決が出ておりますが、ややそれに似て、あまり特殊な自治会に対してだけ恩恵を売れるような形の処理については疑義が生じますので、適切な措置を監査委員さんの御意見のもとに執行していただくように特段のお願いをするわけではありますが、御答弁があればありがたいと思います。

議長（美谷添 生君） 日置市長。

市長（日置敏明君） 財産区の運営につきましては、これは私も当時、合併の協議に加わっているわけではございませんので、詳細については十分知っているわけではございませんが、財産区の扱いというのが一つの合併のときの大きな協議の項目であることは事実でございます、いろいろと協議がされたということは事実であろうと思います。

そういう中で、今回の郡上市合併に伴って財産区とすることとされたところについては、それぞれいろんな経緯がございまして、非常に古い財産区と、今回、市として合併するに当たって、それまでは歴然たる町有財産、村有財産としてお持ちであったものを改めて今回の合併の



際して財産区とされたものというような、大きく分ければ二つあるかと思いますが、いずれにしろ、その合併前の協議の中で、その趣旨を読み取りますと、それぞれの持っている財産区の歴史、あるいはそういったものにそれまでの地域、あるいは町村で森林に対する育林等の労をつぎ込んでこられたというようなことから、最大限、その財産区的意思を尊重するという実質的な面については、これは合併に際してそういうふうな約束がされたことでございますので、私もこれは尊重をしていくべきものであろうかというふうに思っております。

がしかし、金子議員が御指摘になりましたように、財産区というのは特別地方公共団体という公共団体であり、それは財産区の存在する市町村長がこれを管理するということになっておりますし、また、これはこうやって議会にも特別会計予算としてお示しをするわけでございますから、これもやはりきちとした公会計であるということも事実でございます。そういったことから、合併当時、いろいろな話もなされているようでございますが、あるべき姿に時間もかけて持っていく必要もあるだろうというふうに思っております。十分この会計関係の扱いにつきましては、監査委員さんの方の御指導もいただきながら、適正を期していきたいというふうに思っております。

一方、実質的なそういう財産区的意思の尊重という意味では、郡上市財産区管理会に関する条例の中に、それぞれ会計の毎年度の収入支出については財産区管理会の同意を得なければならないという1項も条例の中にうたい込まれておりますので、これはお互いに財産区を管理すべき立場にある市と、それぞれの財産区とが十分話し合って、合意のもとで毎年度の予算もつくっていかなければならない。そして、そういうものについては、当然、議会の方へ特別会計としてもお出ししなければいけないし、それから、先ほど御指摘のございましたいろんな地方自治法の解釈、あるいは積み重ねられてきた行政事例といったものも十分尊重をしながら、あるべき姿を構築していかなければいけないというふうに思っております。

そういう意味で、ちょっと答弁が長くなりましたけれども、いろいろと合併のときの経緯はございますが、やっぱり関係者のいろんな御理解をいただきながら、今後いろいろとあるべき姿へ持っていくように努力をしたいというふうに思っています。

(挙手する者あり)

議長(美谷添 生君) 21番 金子智孝君。

21番(金子智孝君) 大変歴史のあることだという御認識でございますけれども、私も、合併前から引き続き財産区として運営されていた経緯については尊重すべきでありますから、何ら御意見を申し上げる立場にはないというふうに思っておりますが、今回の合併を通じて、本来的にいえば市の財産になるべきもの、それをあえて、一体になるべき合併をしたにもかかわらず財産として持って出ると、そういう経緯の中で、ただいまのようなあるべき財産を市民に

福祉のためといって配分をするという、その行為を是認するということは、合併の統一した平等に自治会もあるべきだと。行政交付金は規則に基づいてすべて補助金というものは一応出ておるわけですから、いわゆる行政交付金、一般的な自治会であると交付金ですね。それとは違う形で財産というものがあるから、これはうちの財産区の財産を自治会に配分しようということについては、実例が言っておるように、それは三昧でやるということについては疑義がありますよと。あくまでも公共的な事業であれば、一般会計に繰り入れることによって、もちろん管理者会の意見をつけて、こういうふうに使ってくださいというものは正当に予算にのせて執行するというのが私は適切というふうに考えています。

もう1点は、監査委員さんがせっかくお見えになりますので、市長は現地の振興事務所等に事務の委任ということは、当然、遠隔でありますから、やられることは結構だと思うんですよ。ところが、それも法の範囲としてはこれまでですよ、これ以上のことは委任はできませんという内容が列記をしてありますね。これは市長には釈迦に説法というような形になりますが、歳入歳出の予算を調整すること、財産区の財産の管理及び処分に関し市町村議会の議決すべき事件の議案を提出すること、財産区の収支を命令し、金銭もしくは物品の出納・保管をとることなどは財産区管理会または財産区管理員に委任することはできないんですよ。通帳をもって、印鑑を出して出し入れするというところまでは市長は委任ができないという行政実例があるんですよ。ところが、実際にはどうもそれに類することがあるんじゃないだろうかという、これは疑いですから、実際どうかということについて、監査委員さんがお見えになりますから、ぜひともその辺については、正確に事務当局の見解も実際の伝票の経緯も掌握されるのは監査委員しかございませんので、その点について特段の御努力をいただきたいというふうに御質問と御要請をするわけでございますが、一言でございませうけれども、御答弁いただければありがたいと思います。

議長（美谷添 生君） 齋藤監査委員。

郡上市代表監査委員（齋藤仁司君） それでは、お答えをいたします。

その前に、地方自治法295条で、これは昭和38年2月8日でございませうけれども、実例と判例が出ておりますので、ちょっと読み上げさせていただきます。

財産区の財産を、財産区の財産の維持管理その他財産区の運営に関する経費に伴う場合においては、財産区議会の議決で行うことができるがと書いてありますが、それ以外に、例えば公共事業等にこれを使う場合は、希望を付して町に繰り入れ、町の予算を通して使うのが正しいと解釈するという判例がございませう。御指摘のように、20年度から予算化されまして、今、執行されておりますので、今度、私は7月に決算審議をしますもので、この内容について、こういう法令に基づいたり、あるいはまた実態、過去の合併のときの状況等判断して、一遍検討した

いと思っていますので、よろしくお願いします。

議長（美谷添 生君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） それでは、質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 21番。

21番（金子智孝君） 私は、委員長報告にありましたように、委員会審査においては賛成いたしかねるという立場でございましたが、ただいま質疑をいたしまして、市長の方から、いわゆる適切な処理に基づいて、しかも監査委員さんの御答弁もございましたように、一応その件については意見を述べるというような立場を答弁されましたので、その推移に基づいて執行されるものと判断をさせていただきますので、本件については私は賛成いたしますので、よろしくお願いします。

議長（美谷添 生君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） そうしましたら、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第64号 平成21年度郡上市水道事業会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第65号 平成21年度郡上市病院事業等会計予算について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可とすることに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時45分を予定いたします。

(午後 2時32分)

議長(美谷添 生君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時44分)

議案第66号から議案第116号までについて(委員長報告・質疑・討論・採決)

議長(美谷添 生君) お諮りいたします。日程49、議案第66号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定についてから日程99、議案第116号 郡上市明宝サービスセンターの指定管理者の指定についてまでの51件を一括議題にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第116号までの51件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました51件は所管の常任委員会に審査を付託してあります。委員長より御報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、一括議題として御報告をいただきます。

各委員長より順次、審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番 清水敏夫君。

15番(清水敏夫君) ただいま大変うれしいことがございまして、気も高まっておりますけれども、皆様には心安らかにお聞きをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

す。

付託されました指定管理者関係の件が37議案ございます。産業建設常任委員会におきまして審査をさせていただきました。報告をさせていただきますが、5ページから御参照をいただきたいと思えます。ちょっと長くなりますので、体力的にもつかどうか心配でございますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

では、議案第66号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について。

指定管理料の基準について質問があり、赤字でも指定管理料を出していない施設もある。厳しい部分もあるが、毎年改善しながら最終的にはゼロ円になるように進めていきたいとの説明がありました。

組合員数と組合長について質問があり、組合員は12人で、組合長は河合修氏との説明がありました。

指定管理料が半分になるが、収入のめどはあるのかとの質問があり、収入見込みは前年とほぼ同じであるが、管理人による管理を減らすなど支出を抑えるようにしているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第67号 郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について。

借地面積及び借地料について質問があり、面積400平方メートル、年額21万1,000円であるとの説明がありました。

平成20年度に利益が出ているということは、ことしも同じようにやれば利益が出る。その利益に対して市として指導や確認をするべきではないかとの質問があり、御指摘のとおりで、施設を利用して組織が育ってきたということになれば民営化という話も出てくる。地域活性化に結びつけていく組織として指定管理しているのであれば、利益が出れば手を広げてもらう方向で指導していく。当然、赤字を減らすことも指導し、今後の拡大方向についても進めていくつもりであるとの説明がありました。

主な収入支出について質問があり、そばの売り上げが主な収入で、支出については人件費が一番多くなっているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第68号 郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定について。

何をつくっている施設なのかとの質問があり、農業婦人クラブが朴葉寿司などの食品をつくり販売しているとの説明がありました。

借地面積、借地料について質問があり、面積369平方メートル、年額19万5,000円との説明が

ありました。

何が公で何が民が難しい。市として今後振興していくもの、産業として位置づけていくものを指定管理していき、他を民営化していくしかないと思う。市の方向性が見えてこないがどうかとの質問があり、御指摘のとおりで、民間の組織をつくって雇用の場を広げようとする施設が多い。そういうものは将来的に民間へ渡していく思いはある。集落センターやコミュニティセンター、研究センターのようなものは公の部分が多いので、そこは赤字であれば補てんし、黒字であれば次のステップへ持っていくよう事業転換を図っていくようにする。民営化していくものが多いのは事実である。地域の雇用の場をつくる目的が達成できたら払い下げをしたいと思うが、大きな施設を受けて修繕から維持までするのは大変である。公の施設の見直しとあわせて議論し、整理をしなければいけないとの説明がありました。

指定管理施設の修繕等について質問があり、基本的な設備については、20万円以下は指定管理者の支払いで、20万円以上は市と協議の上、支出することになっている。また、営業用の設備については、50万円以下が指定管理者の支払いで、50万円以上については50万円を超える分の2分の1を市が支出することになっているとの説明がありました。

施設全体の賃借料について質問があり、全体の面積は約7,700平方メートル、借地料は約405万円であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第69号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について。

赤字が出ているのに指定管理料ゼロ円でよいのかと質問があり、指定管理料については管理者と協議し決めている。乾燥機など多く利用してもらうことで利用料の収入が上がる見込みである。また、経費の削減に努めるとの説明がありました。平成20年から特産品の加工の研究をしているところで、一部試作もできており、軌道に乗せていきたいとの説明がありました。

以前この施設を視察したが、あまり使用されていない感じを受けた。前と同じ指定管理者で大丈夫かとの質問があり、平成20年度から加工組合と一緒に取り組んでいる。現在は自治会の管理であるが、今後は、自治会、加工組合等と協議し調整していくとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することで決定しました。

議案第70号 郡上市白鳥ふれあい農園の指定管理者の指定について。

市民の利用率及び管理者の人数について質問があり、利用者はすべて郡上市民で、管理は管理者1人、パート1人であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第71号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について。

11月の状況では、3月決算で黒字になるのは厳しいのではないかととの質問があり、冬場もスキー客などの入り込みがある。現在のところ、プラス・マイナス・ゼロか黒字になるのではないかと思う。ことしは雪が少なく、除雪費用の支出が抑えられたとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することで決定しました。

議案第72号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について。

主な収入及び開館日について質問があり、収入は市場での農産物の販売であり、開館日は冬季について農産物の出荷がないため少ないが、物流によって開館日をふやしていきたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することで決定しました。

議案第73号 郡上市牧歌の里施設の指定管理者の指定について並びに議案第74号 郡上市高鷲ふれあい農園の指定管理者の指定について。

関連のある議案第73号、74号について同時に審査した。

4,600万円ほどの赤字について質問があり、ヒルトップも一緒に管理運営を行っている。ヒルトップにおいては2,889万円の黒字になっている。連結決算では全体的に2,000万円弱の赤字になる。いろいろな取り組みをして改善できるよう努力するとの説明がありました。

高鷲ふれあい農園にこれだけの指定管理料は要らないのではないかととの質問があり、牧歌の里と場所も指定管理者も同じであり、有効な活用をしている。2施設をあわせて考えた中での指定管理料であるとの説明がありました。

赤字の原因は何か。市としてこれからどういう指導をするのかとの質問があり、牧歌の里については、農業生産法人ひるがのフラワーファームと第三セクターのヒルトップが運営形態になっている。産業振興の観光面ではヒルトップと連携して運営していく形になっている。第三セクターは営利を目的としているので、フラワーファームの債務も償却してもらいたいと考えているとの説明がありました。

高鷲ふれあい農園の利用者について質問があり、市内19人、市外7人、県外22人となっている。またオーナー農園については、市内18人、市外16人、県外83人が利用しているとの説明がありました。

ヒルトップを引いても2,000万円弱ほど赤字になっているが、どういうことかととの質問があり、経理上はヒルトップの責任において連結決算をしている。ヒルトップの資産状況から見ると改善はされていくと考えている。フラワーファームの赤字の累積は課題になるので、この経営形態をどうするかを検討していくとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第75号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について

社長について質問があり、代表取締役は和田一正氏との説明がありました。

土地の契約期間及び大和P Aとの連携について質問があり、中日本高速道路株式会社との借地契約期間は20年間で平成37年3月までであり、その後は協議することとなっている。また、大和P Aとの連携は、第三セクター間の会議を開催し、ひるがのS Aで地域の特産物を取り扱うなど協力し合う話になっている。道の駅についても、第三セクター同士の情報交換をしてみよう話をしている。事業用借地権設定の期限があるので、今後どうするか戦略を立てていきたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することで決定しました。

議案第76号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について並びに議案第77号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房の指定管理者の指定について。

特段の質疑がなく、本委員会としては、議案第76号、議案第77号について全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第78号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について。

平成18年度の実績について質問があり、平成18年度実績については132万5,000円であるとの説明がありました。

施設のある場所及び内容について質問があり、高鷲商工会、観光協会の横にある市場で、平成20年度は土・日開催であったが、平成21年度は通年開催する予定であるとの説明がありました。

ひるがの物産館と生産者は別かとの質問があり、別物で、三白の里ふれあい市場の生産者は35人、ひるがの物産館の生産者は60人となっているとの説明がありました。

生産者の利益について質問があり、現在は土・日開催で年間売り上げは約120万円となっている。平成21年度から開催日がふえれば利益も伸びるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することで決定しました。

議案第79号 郡上市明宝農産物処理加工場の指定管理者の指定について。

優良な会社なので、施設の拡大などは考えていないのかとの質問があり、施設の増設等の予定はないが、新商品開発は行っているとの説明がありました。

生産体制が追いつかないと聞いているが、市内でのトマトの生産や雇用をふやすことは考えているかとの質問があり、現状では市外から多くトマトを仕入れている。何とか郡上のトマトを使えるように、農協やトマト組合との話し合いは行っているとの説明がありました。

従業員数、販路及び市内のトマトの使用割合について質問があり、明宝農産物加工場のトマ



トの関係について、郡上産のトマトは2万1,744キログラム、市外は23万5,172キログラムとなっている。市外はほとんど高山市である。従業員数については、役員4人、正社員9人、パート社員8人となっている。販路については、市内と岐阜販売市場を使った県内となっている。そのほか高島屋、三越等へも出しているとの説明がありました。

指定管理する必要性について質問があり、明宝レディースとも話し合いをしている。今後どのように譲渡していくか検討していくとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。  
議案第80号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について。

雑収入について質問があり、長期借入金という形で旧和良村からの運営補助金を計上していたが、平成19年度修正し、雑収入として振りかえをした部分が主なものであるとの説明がありました。

利益の約2,800万円には借入金も入っているということかとの質問があり、そうである。当時の和良村から運営助成を受けたものを長期借入金としていたということで、今回訂正し、雑収入に振りかえたものである。2,800万円ほど利益が出ているが、これを差し引くと赤字になるとの説明がありました。

資本金の内容について質問があり、現在把握しているのは、会社保有4,200万円、何蘭仙氏1,500万円、佐々木義史氏200万円、めぐみの農協100万円、郡上森林組合100万円、合計6,100万円であるとの説明がありました。

製造原価報告書に賃金が計上されており、販売費、一般管理費にも給料が計上されているが、重複していないかとの質問があり、製造原価と販売費の人件費はそれぞれ別の社員のものであり、重複はしていないとの説明がありました。

指定管理は3年間となっているが、施設の賃借料について、もうかっていれば途中で見直すことも可能かとの質問があり、黒字になれば賃借料をもらうという議論もされている。平成20年度の決算を見て協議していきたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。  
議案第81号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について。

豆腐を関市から仕入れていると聞いたが、郡上産を使用することはできないかとの質問があり、長寿だんごの材料の豆腐は関市から仕入れている。いろいろ試したが、現在仕入れている材料がだんごに適していることや、仕入れ価格が安価であるためと聞いている。今後は、だんごの材料として市内産の豆腐が使用できるか検討するとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。  
議案第82号 郡上市八幡林業センターの指定管理者の指定について。

支出の内容について質問があり、森林組合が使用している1階部分の光熱水費である。2階部分は研修施設となっており、研修職員が泊まっており、その関係で光熱水費が計上されている。1階の部屋については、補助金を返還して森林組合が使えるようになっているとの説明がありました。

森林組合へ譲渡することはできないかと質問があり、この建物は、補助金を利用して研修施設としてつくっている。2階を事務所として使うと目的外使用となるので、補助金返還の対象となる場合がある。現行のスタイルが一番妥当であると考えているとの説明がありました。

土地の所有者について質問があり、森林組合の土地であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。  
議案第83号 郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定について。

指定管理する前の形態について質問があり、町村合併以前は白鳥町と森林組合との契約により管理されていたとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。  
議案第84号 郡上八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定について。

5施設の休館日及び共通入場券の入館者のカウント方法について質問があり、年末年始の6日間は休館している。ただし、博覧館などは団体客の予約がある場合は元旦でも営業している。また、共通券に係る施設で人数を案分して収入し、入場者はそれぞれカウントしているとの説明がありました。

市職員の出向について質問があり、現在、市からは1名が出向しているが、この3月末をもって引き揚げる事が決まっている。産業振興公社の職員は合計41名であるとの説明がありました。

指定管理料をゼロ円にした場合、施設補修料が心配だが、平成21年度の補修計画はあるかとの質問があり、博覧館の空調設備入れかえで3,600万円を補正予算で計上した。その財源は、国からの補助金1,800万円と公社からの寄附金1,800万円を予定していると説明がありました。

平成21年度の指定管理料をゼロ円にしたことは大きな努力の成果である。八幡町内の共通券はわかるが、例えば大和の施設と連携することはないか。また、八幡町と大和町にはお互いに性格の異なる施設があり、連携できる素地がある。白鳥の長滝、古今伝授、八幡城の連携でもよいルートができると思うがとの質問があり、御指摘のとおりで、今後は市内の連携を十分考えていくとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第85号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について。

道の駅指定管理料のルールについて説明があり、特段の質疑がなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第86号 郡上市白鳥道の駅施設の指定管理者の指定について。

指定理由に「当施設が行政機能を補完・代替する」とあるが、具体的な内容について質問があり、観光情報を初め各種情報提供をすることであるとの説明がありました。

3館全般の支出が大きいが、企業努力しているか疑問である。北部産業振興公社設置の意向があるようだが、このような状況では難しいのではないかとの質問があり、これら3館は環境的に厳しいものもあるが、企業性を向上し、誘客を考えなくてはならない。平成21年度からは、ふるさと雇用再生特別基金事業も導入し、商工観光部が指導に入る予定である。白鳥地域には白山文化を初め豊富な資源があり、その活用を考えていきたい。八幡の産業振興公社のような営業機能を白鳥道の駅管理運営協会に付加したいとの説明がありました。

白鳥道の駅の売上明細合計と事業収入等では約500万円の差額があるが何かとの質問があり、テニスコート、パターゴルフ利用料120万円と白山文化博物館の管理委託料を教育費から370万円収入してしるとの説明がありました。

道の駅ルールの制定について、施設ごとに設置の目的や役割が違うが、画一的なルールでよいのかとの質問があり、確かに施設ごとに求める機能は異なるが、市としては、公の施設の健全化を検討する中で道の駅について一定のルールをつくったもの。今回の予算でも全部適用しておらず、個別の事情も見ているとの説明がありました。

商売をしているという感覚が希薄ではないかとの質問があり、商品もいろいろな性格の商品を混合して売ることが必要。地産地消で特産物だけ売るのでなく、利益の出る品ぞろえも要る。物産センターは、経営方針自体も含めて今後検討していくとの説明がありました。

物産館のところは施設全体で駐車場を含めて7,700平方メートルあって、借地料が405万円と聞いたが、これには道の駅ルールは適用しないかとの質問があり、白鳥地域特産物振興センターは特産品開発と販売促進のためにつくった施設で、道の駅ルールの適用は困難との説明がありました。

農林水産部でつくられた農業振興ビジョンの中で物産館を重要な位置に位置づけている以上、中味の改革が必要であるとの質問があり、外部から人材を入れて特産物開発・振興の研究をさせる計画があるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第87号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について。

累積赤字の530万円については、資本金1,000万円を取り崩して経営しているとの説明の後、特段の質疑なく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第88号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について。

特段の質疑なく、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第89号 郡上市道の駅大日岳地域食材供給施設の指定管理者の指定について。

この施設には道の駅ルールは適用しないかとの質問があり、この道の駅は規模が大変小さいので、ルールは適用していない。スキーシーズンには利用者が多い施設であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第90号 郡上市ひるがの高原多目的広場の指定管理者の指定について。

平成20年度の利用4件の内容について質問があり、ひるがの高原初夏フェスタ100人、八幡西中学校27人、和み舎ひるがの80人などであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第91号 郡上市ひるがの湿原植物園の指定管理者の指定について、議案第92号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について。

特段の質疑なく、本委員会としては、議案第91号、議案第92号について、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

なお、議案第92号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理につきましては、この報告の中には特段なことはなかったので上げておりませんが、若干補足説明をさせていただきますが、審査の中で、ことしの4月1日、指定管理者として予定をしております苅安緑地組合は、現在、今後の指定管理に万全を期したいということで、構成会議の見直しなど、発展的に解消をして、新しく株式会社を設立して再スタートをするという動きがあるというふうにお話を伺いましたが、当該緑地組合から指定管理者の指定の申請が提出をされておりますし、かつ、また、現時点では株式会社が設立をされていない状況の中で、当委員会としましては、先ほどのように原案どおり苅安緑地組合に指定すべきものと判断をしておりますので、あえて申し添えさせていただきます。

議案第93号に戻ります。郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について。

平成19年度が赤字決算だが、平成21年度指定管理料ゼロ円で経営していけるかとの質問があり、樹木の会の会長も平成21年度指定管理料ゼロ円で承諾済みであるとの説明がありました。

収支改善には収入をふやすか支出を抑えるしかないが、それぞれの主な項目は何かとの質問があり、収入の主なものは喫茶店の売り上げ、支出の主なものは人件費である。経営改善に向けて指導をしていくとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第94号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について、議案第95号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について、議案第96号 郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について。

特段の質疑はなく、本委員会としては、議案第94号、議案第95号、議案第96号について全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第97号 郡上市めいほう高原自然体験センターの指定管理者の指定について。

平成19年度の支出の内容について質問があり、人件費555万円、仕入れ80万円等である。明宝地域の雇用の場ではあるが、採算はとれていないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第98号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について、議案第99号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について。

特段の質疑なく、本委員会としては、議案第98号、議案第99号について全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第100号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について。

利用者について質問があり、テニスコートが充実しており、市内外から利用者があるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第101号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について。

特段の質疑なく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第102号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について。

コテージを増築するにあたって、集客のめどがあって建てたかとの質問があり、以前から需要は見込んでいた。平成20年度は予定どおりに好調だったとの説明がありました。

以上の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認をすることに決定いたしました。

以上37議案の審査結果につきまして御報告をいたします。平成21年3月24日、郡上市議会議長 美谷添生様、郡上市議会産業建設常任委員会委員長 清水敏夫。

議長（美谷添 生君） 続きまして、文教民生常任委員長、13番 尾村忠雄君。

13番（尾村忠雄君） それでは、文教民生常任委員会、指定管理者関係を御報告申し上げます。

議案第103号 ウイングハウスの指定管理者の指定について。

健康福祉部長から、ウイングハウスの管理運営について、郡上市社会福祉協議会に平成21年4月から平成24年3月までの3年間指定管理し、平成21年度の指定管理料は310万1,000円とするものである。平成20年度の指定管理料は、障害福祉サービス事業所として1,035万円の訓練

給付費収入があったため、平成19年度の指定管理料1,371万8,000円を大きく下回る486万9,000円となったとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第104号 みずほ園の指定管理者の指定について。

健康福祉部長から、みずほ園の管理運営について、郡上市社会福祉協議会に平成21年4月から平成24年3月までの3年間指定管理し、平成21年度の指定管理料は344万7,000円とするものであるとの説明を受けました。

指定管理料が他の施設と比較して安価な理由について質問があり、みずほ園は重度の障害者を受け入れていることや、定員15人に対して利用率13.7人と高いため、訓練給付費収入が1,242万円と大きく、その分、指定管理料が減っているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第105号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について。

健康福祉部長から、フレンドシップつくしの家の管理運営について、郡上市社会福祉協議会に平成21年4月から平成22年3月までの1年間指定管理し、平成21年度の指定管理料は168万2,000円とするものである。平成22年度以降は、設立時から同施設を支える地元の方々に構成されるNPO法人コミニス大和が指定管理業者となる予定であるとの説明を受けました。

今回のように地元のNPO法人に事業を任せることについての市の考え方や支援体制について質問があり、地域の方と障害者の方が共存するあり方は大変よいことだと考えている。施設建設には多額の費用を要するため、財政的に厳しいが、市としては、NPO法人を支援する要綱に基づいてソフト面でも支援を行う。NPO法人側にも相応の資金力と運営能力が必要とされるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第106号 郡上市高鷲福祉交流センターの指定管理者の指定について。

健康福祉部長から、高鷲福祉交流センターの管理運営について、郡上市社会福祉協議会に平成21年4月から平成24年3月までの3年間指定管理し、平成21年度の指定管理料は673万2,000円とするものであるとの説明を受けました。

高鷲福祉交流センターは旧高鷲保育園舎の一部を使用しているが、施設管理経費の負担割合について質問があり、案分の上、41.2%を管理委託し、残りの58.8%は高鷲地域市民課予算の事業費に計上しているとの説明がありました。

定員15人に対して利用率が4.1人と低いことから、経費の面でも施設の統廃合を視野に入れるべきでないかとの質問があり、利用率が低いのは人口規模にもよることであり、統廃合に当たっては地理的な課題もある。また、車で30分以内の距離ということで、2施設を一つの扱い

とするサテライト方式により、管理者、指導員、職員を共同化でき、可能な限り経費を抑えており、継続して運営していきたいと考えているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。  
議案第107号 すみれ作業所の指定管理者の指定について。

健康福祉部長から、すみれ作業所の管理運営について、郡上市社会福祉協議会に平成21年4月から平成24年3月までの3年間指定管理し、平成21年度の指定管理料は344万7,000円とするものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第108号 郡上市八幡デイサービスセンターの指定管理者の指定について、議案第109号 郡上市八幡おなび生きがいセンターの指定管理者の指定について、議案第110号 郡上市大和保健福祉センターやまつつじの指定管理者の指定について、議案第111号 郡上市白鳥デイサービスセンターの指定管理者の指定について、議案第112号 郡上市白鳥北部高齢者福祉センターいやしの里白山の指定管理者の指定について、議案第113号 郡上市白鳥東部デイサービスセンターの指定管理者の指定について、議案第114号 郡上市高鷲保健福祉センターこぶし苑の指定管理者の指定について、議案第115号 郡上市美並健康福祉センターさつき苑の指定管理者の指定について、議案第116号 郡上市明宝デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

健康福祉部長から、郡上市八幡デイサービスセンター、郡上市八幡おなび生きがいセンター、郡上市大和保健福祉センターやまつつじ、郡上市白鳥デイサービスセンター、郡上市白鳥北部高齢者福祉センターいやしの里白山、郡上市白鳥東部デイサービスセンター、郡上市高鷲保健福祉センターこぶし苑、郡上市美並健康福祉センターさつき苑、郡上市明宝デイサービスセンターの管理運営について、いずれも郡上市社会福祉協議会に平成21年4月から平成24年3月までの3年間指定管理し、平成21年度の指定管理料はゼロ円とするものであるとの説明がありました。

指定管理料をゼロ円とした経緯について質問があり、平成19年度はデイサービスセンターータルとして黒字となり、それを踏まえて平成20年度の指定管理料を決定した。平成21年3月末で指定管理の更新時期を迎えるに当たって、社会福祉協議会から提出された申請書に基づき協議した結果、平成21年度の指定管理料をゼロ円に設定した。赤字の場合は、介護保険事業の積立金1億7,600万円の活用も視野に入れているとの説明がありました。

委員からは、社会福祉協議会がトータルで指定管理を行うものの、各事業所で利用者数や営業日、収支には差があり、社会福祉協議会の職員から事業量や処遇についての不満が噴出しなように配慮を求める意見が出され、健康福祉部長から、社会福祉協議会の常任理事として情

報を共有し、配慮する旨の回答がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、議案第108号から議案第116号については全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

上記のとおり報告いたします。平成21年3月24日、郡上市議会議長 美谷添生様、郡上市議会文教民生常任委員会委員長 尾村忠雄。以上でございます。

議長（美谷添 生君） それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第66号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第67号 郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第68号 郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第69号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第70号 郡上市白鳥ふれあい農園の指定管理者の指定について、質疑を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） これもゼロ円にしていくということですが、これはふれあい農園であって、土地をやりたい人に貸して、そこで耕すということになっておると思うんですが、19年度は指定管理料が40万入っていますね。そして、この年に51万ほど残が出ております。そしてまたことし38万出ておって、来年ゼロにするという努力をされるわけですが、一体この40万というのは、指定管理料はわかりますけど、どういう内容で出ておるのか。僕、土地があれば、貸すのにそんなにお金は要らないというふうに思ったもんですから、ちょっと説明をお願いします。

議長（美谷添 生君） 服部農林水産部長。

農林水産部長（服部正光君） ここにおいては、管理人さんとか、農地ですので、やはり水とかいろいろ使います。そういうものの関係で、今まで指定管理料で出ておりました。今回はいろいろ見直す中でゼロ円にしていくという形で、今回においても収益51万3,000円になってございますので、そういうような形で進めていきたいということでございます。よろしくお願

いたします。

議長（美谷添 生君） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認めます。よって、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第71号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第72号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第73号 郡上市牧歌の里施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） 19年度において4,500万ほどの赤字になっておりますが、説明ではヒルトップかなんかと一緒にというようなことで話されましたけれども、実際はこれでうんと少なくなると。そういうことがこれではちょっと資料でわかりませんので、わかる説明が僕は必要やと思うんです。今でなくても結構ですし、今できれば簡単な説明でも結構ですが、ひとつよろしくをお願いします。

議長（美谷添 生君） 服部農林水産部長。

農林水産部長（服部正光君） それでは、野田議員さんの御質問でございます。

農業生産法人ひるがのフラワーファームにおいては4,597万という赤字になってございます。これは当初、ここの牧歌の里自体が農林水産省の補助事業で行っております。その関係の中で、管理運営に当たっては生産法人でございます。また、産業振興面、観光面においては、当時やはりフラワーファームだけでなく、ヒルトップも運営面に当たってございます。その中で今年度、フラワーファームさん4,597万ということでございますが、ヒルトップさんの方が2,889万という形でございます。これは、もともとこの牧歌の里施設のときに、その辺の支援をするということになってございまして、そこを差し引きしますと1,700万強ぐらいのマイナスになるということでございます。以上です。

議長（美谷添 生君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認めます。よって、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可とするこ

とに決定いたしました。

議案第74号 郡上市高鷲ふれあい農園の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第75号 郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 21番 金子智孝君。

21番(金子智孝君) 本件につきましても、所管の委員会で十分精査をされまして、可決という報告がございましたが、せっかく質問に立ちましたので、指定管理全体について1点だけお尋ねしますが、1点だけと言うとちょっと語弊があるが、要するに、これは指定管理制度を設けまして、公の施設についてはできるだけ行革の線に沿った内容で充実を図りたいという形で3年を経たわけでありますが、全体としての指定管理制度の導入ということが市の財政状況においていかなる影響があったのか。大いに評価されるべき状況であるのか、今後は状況はよくなるというような判断なのか。大変一般的な話でございますが、その辺の見解につきまして、財務担当、ないしは副市長の御答弁をお願いしたいと思いますが、御指名でございますけど。

議長(美谷添 生君) 鈴木副市長。

副市長(鈴木俊幸君) 質問の趣旨の中で具体的な数字を持ち合わせておりませんので、申しわけございませんが、いわゆる公の施設、行政改革の中で公の施設のあり方というものを検討いたしております。そうした中で、これまでは一部の委託業務等々の関係で進めておりました公の施設の管理を指定管理者によるものにしてきたといったことから、施設によりましては、非常に営業的、あるいは雇用の拡大といったことを目的としたものにつきましては、でき得る限り、その企業団体の鋭意努力を求めて、その施設を管理するといった趣旨で行っておりますので、当然にその管理経費的なものについては大きく下がってきておるといふ実態であります。まだ細かく見直すべきところは多々ありますけれども、3年間の実績の中では、先ほどから一

部出ておりますように、限りなく民営的なものについてはゼロ円管理というような形で行っておりますので、下がってきておることは事実として出ております。以上です。

(挙手する者あり)

議長(美谷添 生君) 21番 金子智孝君。

21番(金子智孝君) ありがとうございます。全体としては前向きといいますが、前進的な方向でゼロ指定といいますが、そういう形に財政的なメリットもあったというふうに全体として理解させていただきたいというふうに思いますが、ただいま議題になっております75号の議案であります。本件につきましては、株式会社ハイウエーたかすに対する指定管理の内容でございますけれども、当然、当初からこの会社は、説明資料によりますと、大変収益的には健全な運営をされておると。こういう評価も委員長報告にもありましたけれども、そういう点は非常にありがたいという、モデル的なといいますが、そういう努力もあるというふうに思っておりますが、この約8,500万余の単年度収支で黒字を出しておられるという数字でございます。これは大変結構なことではあります。しからば、市の財政の方には、これの波及効果があるのかという点においては定かではございませんけれども、例を挙げて大変あれなんですけれども、例えて言うと、八幡の振興公社、財団法人であります。一応指定管理料はゼロにすることと、それから収益的な部分、努力によってこれは得られたものであります。その分については一定を市の会計に繰り入れていこうと。今まで世話になった分を、ある面では補っていこうという方針でもあるように見受けておりますが、この施設については、そうした内容が当該のセクターの方で余地があるのかないかと。借地料的なものもあるやろうと思っておりますが、そういうものを一応市の方へ支援をするというようなお考えがあれば非常にありがたいけれども、その辺の見通しについては一切ないのか、多少あるのか、協議はしてないのか、その辺の状況。というのは、将来、ますます今の道路事情からいいましても、公共投資も周辺はどんどんやっていますから、そういう意味においては非常にこれから伸びてくるだろうと、これ以上。そうであるならば、市の方をひとつ何とかしようというお考えもいただきたいなという、これは期待的な話でございますが、その辺の見通し、ありましたらお願いしたい。

議長(美谷添 生君) 服部農林水産部長。

農林水産部長(服部正光君) 今の金子議員さんの話においては、市へのということは協議はしてございません。今、たかすハイウエーの方と協議しておるのは、やはり利用借地権ということで中日本の方と契約してございます。これは37年で切れるということで、借地料においても今、こちらの会社の方で支払っていただいております。今後、市としてはこれからどのような形でやっていくのかということ、今協議してございます。

議長(美谷添 生君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認めます。よって、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第76号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第77号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工場の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可とすること

とに決定いたしました。

議案第78号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第79号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第80号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

(挙手する者あり)

議長(美谷添 生君) 21番 金子智孝君。

21番(金子智孝君) 私が質問するやつにはちゃんと「和良」という字が入っていて申しわけないんですが、これは偶然だと思いますが、本件につきましても、所管の委員会の方で十分審査をされました経緯が報告されてございますが、これは御承知のとおり、第三セクターということでスタートをかけた分、趣旨に見合う分、4,100万でしたか。無償譲渡をしまして、いわゆる民営化をされた施設でございますが、議員の皆さんも十分御承知のことではありますが、無償譲渡に関しまして附帯意見がつけてありまして、一つは地元の雇用の促進を図っていただくということと、同時に地産地消といいますか、これは国と県の補助をいただいておりますから、緊急雇用対策事業といいますか、林産物関係の振興も図るという趣旨での補助金がついておるとございまして、附帯決議もそういう内容に沿ったものになっておるわけであ

りますが、所管では十分その辺を審査されたと思いますが、この和良農産の事業の計画につきまして私どもが手にしておる内容は、平成18年の8月1日に、これは和良農産の当時の、このときはまだアガリスクの内容でありましたが、代表取締役は裕市長でございましたが、シイタケ事業の計画案というのが私どもに示されまして、それは一連の事業計画として出されておったわけでありますから、例えて言いますと、中国の従業員を18年度は20名、19年度は27名、それから20年度は30名という雇用と同時に、ほだ木生産についても中国で生産をして、順次これを拡大していくと。そういう事業の計画が示されておりましたが、この和良農産になりまして、さっき株式の取得状況の委員長報告がございましたが、役員取締役の状況を見ますと、森前副市長が取締役に御就任をされたのが平成20年6月16日と登記簿には出ておるんですが、これは私どもが附帯決議をしました当時の副市長ということでございますし、株式あるいは出資の無償譲渡をしたときの譲渡側の責任者でもあったという状況が一面あるわけでありますが、そういう状況の中で、せっかく副市長をやられました当時の責任を持っておられた森副市長が取締役になられておると。そうしますと、議会が議決しました地産地消、地元雇用については、当然これは義務を負う立場でございますから、今まで私が申し上げましたような地産地消に反するような、あるいは地元雇用に反するような事業計画、方針というものは、これは18年のときでございますから、現時点においては変わってきておると。国産中心でいくと、地元雇用中心でいくというような実績については、所管の委員会におかれましては状況を把握されておるのか、委員長にお尋ねします。

議長（美谷添 生君） 15番 清水敏夫君。

15番（清水敏夫君） 委員会の方としてはそこまで踏み込んでおりませんが、21年度において指定管理をすることについて妥当か否かということについて議論させていただきましたし、指定管理料はゼロ円でございますし、賃借料の件もでございますけれども、これはここだけでは解決できず、全体を含めて今後考えていくというような答弁をいただきましたので、21年度のことについて議論させていただきましたので、その前のところまではさかのぼっておりません。以上です。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 21番 金子智孝君。

21番（金子智孝君） これは附帯決議というのは議会の意思として決議をしておりますから、当然、そういう形で経営が改善をされたということを裏づけて、そして指定管理をするというのが妥当だと私は思うわけでありますが、これは委員会としてはそこまで深くやっていないということでございますから、執行部の方にお尋ねしますが、当該企業が相当努力をされておることについては承知をしております。しかし、努力をされるということは結構ござい



ますが、地元の雇用促進、あるいは地産地消といいますが、いわゆる国内の産品でもって振興を図るといのは、ある面ではこれは我々が求めていくべき経営体制に移行していただかないと、指定管理する価値といいますが、議会の責任が果たせないわけでありますが、その辺の状況がわかれば御報告をいただきたいと思えます。

議長（美谷添 生君） 服部農林水産部長。

農林水産部長（服部正光君） まず従業員数においては、指定管理の説明資料の中に役員名簿を下の欄につけてございます。全部で21名でございます。その中で、地元の方が14名と中国の方が7名ということでございます。

また、今のほだ木の関係でございますが、昨年の10月においてもいろいろ会社の方とも協議してございました。また、会社の方においても、いろいろ森林組合等において、その材がやはり地産地消ということで今努力してございますが、今のところ、なかなかその材が手に入らないということで、会社としてはやはり地産地消ということを経営の最大の目標にして今現在進めておるとのことでございますので、よろしくをお願いします。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 21番 金子智孝君。

21番（金子智孝君） 地産地消ということで努力をしておると、まだ成果としてはこれからだということでございますが、実は私があえて申し上げたいのは、最近菌床の表示、あるいは原木表示、これはJASに基づいて必ず表示をしなければなりませんよね。あとはほだ木の産地はどうなのかということが1点ございますね。これについては、事務連絡でございますけれども、林野庁の方から当然市の方へも通知が来ておりますが、これを拝見しますと、シイタケの原産地表示の適正化についてという指導文書でありますから、これは要するに国を例に挙げますと、外国産の食品に対するいろんな市民の不安とか消費者の不安があって、はっきりせよというようなことがまずもとにあるんでありますが、その指導の通達によりますと、一般的に中国から来たほだ木であっても、従来は日本で生産すれば国内産で通したと。しかし、昨年の10月1日からは、いわゆるシイタケ組合の振興会の方としては10月1日から、ある面では自主的な判断というふうな受けとめですが、原産地表示はほだ木についてもすると。ただし、一番長いところで、要するに菌が成長したかによって判断しようということでもありますけれども、例えばそれが中国であれば中国産と表示をするという指導もありますし、農業新聞にもでかかど出ましたので、業界としてはそういう方向に沿って、菌床のもとの産地についても表示をしようという、最終的にはこれはJAS法になれば当然義務化されますから、そういう方向でいくと。そうして、市民なり消費者のニーズに適應させていこうというような形にあるんですが、その辺についての状況は、今もう現にこれは出ていますし、ちょっと私の見方が悪いのか

なあ。いわゆる和良産という国内産表示が出ていますから、その辺の兼ね合いが、今の行政指導の内容と固定の組合が自主的に判断して表示するという、その辺の取り組みとの関係においては、これは市の指定管理の企業でありますから、その辺があいまいになりますと、こちらにも火の粉が飛ぶ可能性がありますので、その辺についてはできるだけ情報があればお答えいただきたいと思います。

議長（美谷添 生君） 服部農林水産部長。

農林水産部長（服部正光君） 今の金子議員さんの言われたことでございます。今現状、JAS法の中では、やはり品質表示の適正化に関する法律の中では、中国で植菌されたほだ木は菌床を輸入して日本国内でシイタケを発生させたり乾燥させた乾シイタケ等は、原料、原産地は日本となるということで、まだ法律の中では日本の産地ですということですが、今言われた林産振興会という、これは団体なんです、農林水産省と厚生省等々も共同会議をやって、この振興会の方は昨年10月1日から長いところルールを振興会の中でやっていこうかということで、JAS法が改正されて中国産、日本産ということですが、まだ法律の中では現行のままということですが、そのことに対して、先ほど議員さん言われましたように、地産地消の問題もございまして、いろんなことがございまして、昨年、変わるとき10月に、会社側ともこの原産地表示については、市としてもやはりこちらの方で努力をしていただきたいと思いますということで指導もしております。それによりまして、ほだ木等も極力郡上産のものを入れるような形で進めていくように、今、技術的なことを会社の方としても勉強しておるということでございまして、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 21番 金子智孝君。

21番（金子智孝君） これは今、シイタケのいわゆる振興会の方は自主的にということをおっしゃいましたが、先ほど言いました林野庁の方としては、業界もこういうふうに行っていますよと。したがって、生産者はそれに従って極力協力すべきですよという指導はあることは事実でございますから、そういう形で市販をされていけば、市民の不安にこたえていく適切な商品開発ができるという、それに沿っていかないと、言葉は悪いんですが、違った方向でどんどん行くということも、市が委員会として認めて指定管理してしまったということでは、やはり私は指導が十分行き渡らない面があると思いますので、所管においてもこれで終わりではないと思います。指定管理は3年間続きますから、相当注意をしていただきながら、現地を見ていただきながら、現状はどうなのかと。その辺はやはり食べるのは市民ですからね。その辺の心配を取り除く努力は当然やっていただくことは第一だと思いますし、それから、これはやっぱり県の指導が必要だと思うんですよ。私、先般、福井県へ参りましたときに、福井県の方のシイタ

ケは、県がいわゆるトレーサビリティをやっていくと。そうして、それを認定したときには認定証を張って出荷するという体制も確立しております。それから、先般、伊勢へ行きましたら、伊勢のサービスエリアですからいろんなものが出ておるんですが、やっぱり生シイタケが出ておるんです。それで、認定というステッカーが張ってあります。伊勢ですから三重県産と。それを認定するということを表示しておりましたが、これは結局、県が認定をするという制度をつかって、トレーサビリティ、どこの菌を、どこで育てて、どういう経路をたどって生産されて商品になったかという、それを一覧で示すということをやって、それに基づいて認定を張って三重県産、あるいは福井産という、いわゆる県内産という表示をしておりますが、それで岐阜県がおくれておるのかどうか分かりませんが、県はそういう方向は指導の中におありでしょうか、現時点においては。

議長（美谷添 生君） 服部農林水産部長。

農林水産部長（服部正光君） 現時点では県の方においても原産地表示、都道府県までの、このシイタケでいえば都道府県を記載するということになっております。最低そこまでの表示をすると。それから、いろいろな岐阜県なら岐阜県、郡上市産なら郡上市産というふうによっておられるところもございますけど、今の指導では都道府県までを記載するということです。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 21番 金子智孝君。

21番（金子智孝君） 要望しておきますが、これは皆さん御承知のとおり、いろいろな経緯がございました。アガリスクの状況から出発しまして、風評被害というような問題もございました。今の現状を見ますと、黒字と言いながら実質的にはまだまだと。しかも、ここの委員長報告の中にもありますが、いずれは賃貸料、施設については年間約300万ですかね。土地については160万ですか。トータルで三百五、六十万の借地料を支払うと、そういうふう決めておるわけですね。ところが、経営というものはまだ未確定のものがあるから、5年間という一応猶予期間は持つけれども、ただ5年間絶対どうでもそこまでいくわけではありませんよと。経営努力によっては、少しでも市に家賃をお支払いいただくという方向で指定管理をしておるわけでありますから、何かこれを見ますと、黒字になれば払うと論議されている。平成20年度の決算を見て協議をしていきたいと説明があったというふうにありますから、今、確かにいろいろ努力されていることは承知しています。なかなかこれは難しい技術ですから、一たん災害なり、雑菌が入ったりすれば全滅というようなこともある。そういう努力はありますが、やはり国・県の補助が入っておるんだと。したがって、その趣旨に沿ってこの経営は永續されるべき点については、いささかも変わるものはございませんので、業者、業界に対しては、今言われましたように、国産の菌床を使う。あるいは、植菌についてもできるだけ国産を導入

していただくという努力については、やはり指導をやるよと、貫いていただきたい。県に求めるのは、やはりよそがやっておるような、県知事も安心・安全ということをおっしゃっておるわけですから、それに合うようなトレーサビリティ制度というものも確立をされて、安心・安全の食品流通に努力していただくように要請していただくことを私は希望します。要望します。以上です。

議長（美谷添 生君） ほか、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認めます。よって、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第81号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第82号 郡上市八幡林業センターの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第83号 郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定について、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第84号 郡上市八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第85号 郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第86号 郡上市白鳥道の駅施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第87号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第88号 郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第89号 郡上市道の駅大日岳地域食材供給施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第90号 郡上市ひるがの高原多目的広場の指定管理者の指定について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第91号 郡上市ひるがの湿原植物園の指定管理者の指定について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第92号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定につ

いて、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第93号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第94号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第95号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。



委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第96号 郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第97号 郡上市めいほう高原自然体験センターの指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第98号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第99号 郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について、質疑を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） この磨墨の里公園については、20年10月からということで、実態がどういう形になっておるかちょっとわかりませんし、委員長報告にも特段の質疑なくとなっていて、その辺と、それから指定管理料も239万ですか。それから、21年には470万、ふえていくということで、この辺の説明をお願いいたします。

議長（美谷添 生君） 田中商工観光部長。

商工観光部長（田中義久君） 野田議員の御質問にお答えをいたします。

明宝磨墨の里公園につきましては、昨年の9月議会で議決をいただきまして、昨年、後半の6ヵ月という形で指定管理をお願いしたところでございます。現在のところは、それぞれの決算とか、それは正式にはいただいておりません。状況につきましては、逐次、我々も関心を持って情報をいただいておりますが、おおむね昨年度の指定管理をした積算において、これがやっていけるということを考えてございまして、指定管理料が239万ということでございました。21年度に477万9,000円にするということにつきましては期間が倍になると。20年度におきましては10月から3月、21年度につきましては4月から3月ということで、指定管理料をほぼ同じような積算に基づきまして算定させていただいたと、こういうことでございます。

なお、実を言いますと、ここはテナントが9軒ありまして、個々につきましての管理を一体化するかにつきましては、この6ヵ月間におきましての結論が見えなかったということで、これも委員会で御説明しまして、ここだけが指定期間が1年間ということで、平成22年の3月31日までというふうにしてございます。十分経過を見ながら、この1年間におきましてより適切な対応をさせていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（美谷添 生君） ほか、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認めます。よって、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第100号 郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第101号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第102号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第103号 ウイングハウスの指定管理者の指定について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第104号 みずほ園の指定管理者の指定について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第105号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第106号 郡上市高鷲福祉交流センターの指定管理者の指定について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第107号 すみれ作業所の指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第108号 郡上市八幡デイサービスセンターの指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第109号 郡上市八幡おなび生きがいセンターの指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第110号 郡上市大和保健福祉センターやまつつじの指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第111号 郡上市白鳥デイサービスセンターの指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第112号 郡上市白鳥北部高齢者福祉センターいやしの里白山の指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり可とする

ことに決定いたしました。

議案第113号 郡上市白鳥東部デイサービスセンターの指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第114号 郡上市高鷲保健福祉センターこぶし苑の指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第115号 郡上市美並健康福祉センターさつき苑の指定管理者の指定について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第115号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第116号 郡上市明宝デイサービスセンターの指定管理者の指定について、質疑を行い

ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり可とすることに決定しました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。4時45分の再開を予定しますが、あらかじめ時間の延長をいたします。

(午後 4時29分)

議長(美谷添 生君) 少々時間が早いのでございますけれども、全員おそろいになりましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 4時44分)

議案第117号から議案第120号までについて(委員長報告・質疑・討論・採決)

議長(美谷添 生君) お諮りいたします。日程100、議案第117号 過疎地域自立促進計画の変更についてから日程103、議案第120号 財産の無償譲渡について(下川財産区の財産)までの4件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第117号から議案第120号までの4件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました4件は総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長より報告をいただき、1議案ごとに質疑、討論、採決をしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、一括議題として報告いただきます。

委員長より、審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員長、20番 田中和幸君。

20番(田中和幸君) それでは、総務常任委員会報告を行います。



総務常任委員会報告書。

その他議案。

議案第117号 過疎地域自立促進計画の変更について。

市長公室企画課長から、明宝及び和良地域を対象とした過疎地域自立促進計画において、施策区分ごとの事業内容、事業費の見直しを図るものであり、明宝地域、和良地域の概算事業費の変更額、過疎地域自立促進計画の変更内容の説明を受けました。

本委員会としては、特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第118号 辺地総合整備計画の変更について。

市長公室企画課長から、八幡東部地区、八幡北部地区、大和南地区、大和北地区、石徹白地区、北濃地区、牛道地区、高鷲北部地区、梅原地区、山田地区及び勝原地区における辺地総合整備計画において、施設ごとの辺地対策事業債の予定額の変更であり、事業費及び財源内訳などの変更の説明を受けました。

委員から、美並地域で教育施設の変更はスクールバスに関することと思うが、変更計画に入っていない地域は変更が必要ないかとの質問があり、辺地対策事業債以外で財源が手当される場合は計画変更の対象ではなく、そうした事業は掲載していないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第119号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて。

総務部長から、下川財産区は旧来から旧慣による使用権が地元住民に認められており、今般、実態に合った管理をするため、財産区有財産を地元9地区に設立される認可地縁団体に無償譲渡を行うことに伴い、その使用権を廃止するとの説明を受けました。

委員からは、認可地縁団体設立の進捗状況について質問があり、平成21年度以内にはすべての地区で設立できる予定との説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

議案第120号 財産の無償譲渡について（下川財産区の財産）。

総務部長から、議案第119号と同じく、財産の管理実態と所有権の一致を図り、適切な管理運営を行うため、当該財産の無償譲渡を行うとの説明を受けました。

委員からは、自治会は今後の管理についてどう受けとめているか質問があり、地元では、境界が不明確になっていることの対応や譲渡される財産の現地を確認し、森林組合への管理委託の準備を進めているとの説明がありました。

譲渡後の管理委託費用負担について質問があり、国・県の補助を利用しながら、植林した人が負担することになると説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認すべきものとして決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成21年3月24日、23と書いてありますが、24日ですので、訂正をしておきます。郡上市議会議長 美谷添生様、郡上市議会総務常任委員会委員長 田中和幸。以上でございます。

議長（美谷添 生君） それでは、各議案につきまして、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第117号 過疎地域自立促進計画の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第118号 辺地総合整備計画の変更について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第118号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第119号 旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第119号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第120号 財産の無償譲渡について(下川財産区の財産)について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。よって、議案第120号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第121号について(委員長報告・質疑・討論・採決)

議長(美谷添 生君) 日程104、議案第121号 産業廃棄物埋立処分妨害禁止等調停事件に係る調停についてを議題といたします。

本件は文教民生常任委員会に審査を付託してあります。

委員長より、審査の経過と結果について報告を求めます。

民生文教常任委員長、13番 尾村忠雄君。

13番(尾村忠雄君) それでは、文教民生常任委員会に付託されましたその他の関係について御報告をいたします。

議案第121号 産業廃棄物埋立処分妨害禁止等調停事件に係る調停について。

市民環境部長から、郡上簡易裁判所平成20年(ノ)第5号産業廃棄物埋立処分妨害禁止等調停事件に関し調停を成立させることについて議会の議決を要するもので、議決後に申立人 株式会社クリーンアースと相手方 ひるがの自治会及び郡上市との間で最終合意に達するものであるとの説明を受けました。

ひるがの自治会においては調停条項の説明は済んでいるのかとの質問があり、ひるがの自治会においては、産廃処理対策委員会が調停を一任されており、対策委員長から自治会に対して意見を聞くことはなく、報告して了解をとると聞いているとの説明がありました。

委員からは、議会の議決後に調停がなされるということで、ひるがの自治会に対して議会の議決前までに報告されるよう求める意見が出され、議会の議決までに報告していただくように対策委員長に求めるとの説明がありました。

ひるがの自治会は調停条項の作成にかかわっているのかとの質問があり、調停条項は、株式会社クリーンアース、ひるがの自治会、郡上市の三者の合意によるものであるとの説明がありました。

本委員会としては、将来にわたっての処分場の管理面での不安は残るものの、円満解決の方向で調停がまとまったことについて評価を示しました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

上記のとおり報告いたします。平成21年3月24日、郡上市議会議長 美谷添生様、郡上市議会文教民生常任委員会委員長 尾村忠雄。以上でございます。

議長（美谷添 生君） それでは、質疑を行います。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） 条項の中にある廃プラスチック類についても埋立処分を認めると書いてありますが、この廃プラスチック類というものは、安定型産業廃棄物では処分ができるのかどうか、その辺の事情を説明していただきたいと思います。

議長（美谷添 生君） 大林市民環境部長。

市民環境部長（大林茂夫君） ただいまの質問でございますけれども、ここに書いてある廃プラスチック類（自動車等の破砕物を除く）ということで、これも入れるということでございますが、これは法律で定められた腐敗をしない内容物ということで認めております。

議長（美谷添 生君） ほか、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論なしと認めます。よって、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第121号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第122号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（美谷添 生君） 日程105、議案第122号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に審査を付託してあります。

委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番 清水敏夫君。

15番（清水敏夫君） 付託されておりました産業建設常任委員会担当のその他の関係について報告をさせていただきます。

議案第122号 市道路線の認定についてであります。

建設部長から、本路線は幅員4.5メートルで延長53.9メートルの民間が開発した宅地分譲地内の道路で、施工者から市道編入申請が提出され、審査の結果、道路構造、規格等、市道編入に関する要件に適合しているとの説明を受けました。

造成された宅地の区画数と、道路側溝の流末で水があふれる心配はないかとの質問があり、宅地は8区画、流末については特に問題はないとの説明がありました。

以上の審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、報告を申し上げます。平成21年3月24日、郡上市議会議長 美谷添生様、郡上市議会産業建設常任委員会委員長 清水敏夫。以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（美谷添 生君） それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、議案第122号は原案のとおり可することに決定いたしました。

陳情第8号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（美谷添 生君） 日程106、陳情第8号 介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める国への意見書採択についての陳情を議題といたします。

本件は文教民生常任委員会に審査を付託してあります。

委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、13番 尾村忠雄君。

13番（尾村忠雄君） それでは、文教民生常任委員会に付託されました5番、陳情関係につ

いて御報告を申し上げます。

陳情第 8 号 介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める国への意見書採択についての陳情。

閉会中の平成21年 1 月20日の第 1 回文教民生常任委員会において、健康福祉部長から、介護報酬改定率は必ずしも 3 %ではなく、給付の種類によって2.8%から3.09%まで開きがあるとの説明を受けました。

今回の委員会においては、健康福祉部長から、市内16の介護サービス事業所に対する職員給与等に関するアンケート結果について、常勤職員並びにパート職員の看護師、准看講師、介護福祉士、理学療法士、事務職員等の給与の最高額と最低額と平均額、初任給、時給について報告を受けました。また、介護報酬の 3 %引き上げに伴う給与等の改定を検討しているのは11事業所、改定の予定がなしは 5 事業所という結果であったとのことでした。また、県内の福祉サービスの向上に寄与する岐阜県地域福祉協議会によれば、 9 割以上の事業所が報酬単価や算定の改善を希望しているとの説明を受けました。

本委員会としては、介護サービス事業所や介護職員の置かれている厳しい状況は理解するものの、陳情事項の「介護施設等の職員の賃金・労働諸条件を公務員と同等の水準に保障すること」や「保険料や利用料に転嫁しないようにすること」は実質的に不可能であり、賛同できないこと、また、本市議会としては、平成20年 9 月定例会において「介護職員の人材確保に関する意見書」を提出し、国に対して実情を伝え、要望していることから、本陳情については不採択とし、報酬単価の引き上げのみにとらわれず、介護保険制度そのものの見直しを含めて、意見書の提出について必要に応じて検討することで意見が一致しました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で陳情第 8 号を不採択とすることに決定しました。

上記のとおり報告いたします。平成21年 3 月24日、郡上市議会議長 美谷添生様、郡上市議会文教民生常任委員会委員長 尾村忠雄。以上でございます。

議長（美谷添 生君） それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を省略し、採決を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論はございますか。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 4 番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） 委員会の結論は不採択ということでございます。この文中にもありますように、要望についての理解も示されておるんですが、実際には項目の中の「介護施設の職員の賃金・労働諸条件を公務員と同等の水準に保障すること」や「保険料や利用料に転嫁しないようにする」ということが実質的に不可能やということで賛同できないというようなことが書いてあります。私は、市職員の給与も、今回のこのやつを見ましても、初任給14万どれだけから始まっておりまして、大変低いんじゃないかと本当は思っておるんです。もちろんそれ以外に、周りの人はもっと低いもんですから、市職員はいいぞというような声がありますけれども、やっぱり少しでもよくなるように求めていくことが大事だと思っておりますので、それはそれとして、実質的には公務員と同等の水準、これは実は大事なことやないかと思うんです。今現在、多くの介護の職員がやめていると。なぜかという、給料が低いことや、非常に困難な、時間も不規則な形になっておったり、働きたいんだけども半分ぐらいしか働けんとか、いろんなことがありますので、これを何とかコーディネートして、もう少しよくなっていくようにする必要があります。その場合に、一つの目安として地方公務員の給与を上げてやるということは方向としては大事なことでないか。これが一つ思いますし、それから保険料や利用料に転嫁しないようにする。これは当然のことでありまして、せっかく職員の待遇をよくしようというのに、それがほかへ転嫁されてはいけませんので、また利用料の方へ転嫁されたり、あるいは保険料に転嫁されたら大変ですので、もちろんそのための財源が必要になってきます。しかし、そういう要望は、まことに僕はもっともであると思えますし、昨年でしたか、9月の定例会で報酬単価の引き上げの保険制度そのものの見直しというようなことで出しておるわけですので、それに沿っても、ぜひこういう要望について応援をするということが議会の姿勢として大事ではないかと思っておりますので、ぜひ皆さん方の賛同を得て、これは採択できるようにしていただきたいというふうに思いますので、不採択ということには反対をし、採択されるように求めたいと思います。

議長（美谷添 生君） ほかに討論はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（美谷添 生君） 11番 上田謙市君。

11番（上田謙市君） 介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める国への意見書採択についての陳情の不採択に賛成の立場で討論を行います。

陳情者の主張は、一つには、来年度の国家予算において、国の費用負担で介護報酬単価を5%引き上げ、介護施設等の職員の賃金と労働諸条件を公務員と同等水準に保障すること、そして介護施設の職員配置基準を改善し、引き上げられた報酬単価が職員の賃金に確実に反映されるよう制度を改め、それらの費用は被保険者の保険料や介護サービスの利用料に転嫁しない

ようにすることというような主張であります。

介護報酬は、来年度からの第4期介護保険計画において、既に3%が引き上げられることに決定しております。そして、引き上げ分はできる限り介護に従事する人たちに還元されるよう、介護従事者処遇改善臨時特例基金が設けられたところであります。御承知のように、介護保険事業に必要な給付費は、市町村が保険者となって国・県・市が公費を、被保険者が保険料を同等の相当額を拠出して賄われております。そうした今の制度では、介護報酬の引き上げ分は介護サービス料や保険料に転嫁されることもやむを得ない実情であります。郡上市議会では、昨年の9月定例会において、介護従事者の給与所得や厳しい労働環境等を改善してほしいという要望については、多くの市民が同じ思いであるとの世論を真摯に受けとめ、介護のニーズに対応するための必要な人材を安定的に確保するための改善を国に強く求めて、関係大臣等へ対し既に意見書を提出したところでありますので、本陳情書の不採択には賛成するものであります。議長（美谷添 生君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 討論を終結し、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。原案は不採択です。

（賛成者挙手）

議長（美谷添 生君） 賛成多数と認めます。よって、陳情第8号は不採択とすることに決定いたしました。

陳情第10号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（美谷添 生君） 日程107、陳情第10号 中部地方整備局の事務所・出張所存続と地方分権改革推進委員会の第2次勧告に向けて地方分権改革推進委員会等における慎重な審議を求める陳情書を議題といたします。

本件は産業建設常任委員会に審査を付託してあります。

委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、15番 清水敏夫君。

15番（清水敏夫君） それでは、12月定例議会に付託をされておまして、以後、継続審査議案となっております件につきまして御報告をさせていただきます。

陳情第10号でございます。中部地方整備局の事務所・出張所存続と地方分権改革推進委員会の第2次勧告に向けて地方分権改革推進委員会等における慎重な審議を求める陳情。

さきの12月定例会において継続審査としており、審査を行いました。

委員会において、地方分権改革は地方六団体においても推進する立場である以上、総論賛成、



各論反対ではなく、慎重に対応するべきとの意見がでました。

審査の結果、陳情第10号は本委員会としては全会一致で不採択とすることとし、改めて郡上の実情を加味した意見書を提出することとしました。

上記のとおり報告をいたします。平成21年3月24日、郡上市議会議長 美谷添生様、郡上市議会産業建設常任委員会委員長 清水敏夫。以上でございます。よろしく願いいたします。議長（美谷添 生君） それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） 委員会としては全会一致で不採択と書いてありますけれども、不採択の理由がはっきりしませんので、その辺をもう一度説明してください。

議長（美谷添 生君） 15番 清水敏夫君。

15番（清水敏夫君） 理由でございますが、ここにも書いてございますように、この地方分権というのは、もともと当然、各自治体の代表者、地方六団体も含めて、我々議会の代表も含めまして、地方分権というものを推進してほしいということできっと進めてまいりました。ところが、この陳情書によりますと、地方整備局を出張所まで存続してほしいとかいう形のもので出ておりましたので、これをやりますと、結局は国に対して分権をするなというふうなことにもとれるという理解もございまして、私ども市議会の委員会としましては、総論は確かに地方のことを考えて残してほしいけれども、各論へ入っていくと、やっぱりそこまで言うと、国の分権はいつまでたっても進まないという両方の側面があるということもございましたので、これを採択するというふうな形をとりますと、やはり郡上市の姿勢として、また我々議会の姿勢として、国の方向と地方の方向が食い違ってくるということが起きてくるということで、今回、これは12月から3月にわたりまして、ずっといろいろ資料を集めまして検討してまいりましたけれども、むしろ郡上の実情を加味した考えで別に意見書を出すという方向を定めまして、この陳情につきましては、そういう意味で、地方がぶれないようにしなきゃいかんということで不採択ということになりましたので、どうか御理解いただきたいと思います。以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君） もう一つお尋ねをします。今の説明はわかったんですけども、実際にこういう地方分権とか、あるいは国の大きな改革をするときには、個々の案件については問題のある場合もあるわけですね、その地域の要望等が。この後に出る法務局のことなども、地域の実情を考えると、やはり早急にやるべきではないということで、その理由になります。だ

から、地方分権については、大まか仕方がないというようにとらえたとしても、そのやり方については、やっぱり個々の条件についていろいろ言っていくべきであるというふうに私は思います。今の説明でほぼわかったんですけども、例えば法務局の問題などでは、やはりこの郡上の地域という実情を考えたときに早急に進めるべきではないので、また国もそこまで行っていないけれども、いずれそうなるんではないかということを考えて、私たちも要望を出すということになっていくわけですけども、そういう点で、今、説明があり、ほぼわかりましたので、私はその見解に賛成をいたします。

議長（美谷添 生君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） そうしましたら、質疑を終結し、討論を省略し、採決いたしたいと思います。

委員長の報告は、原案を不採択とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、陳情第10号は不採択とすることに決定いたしました。

要望第1号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（美谷添 生君） 日程108、要望第1号 岐阜地方法務局八幡支局の存続を求める旨の意見書の採択についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に審査を付託してあります。

委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員会委員長、20番 田中和幸君。

20番（田中和幸君） 総務常任委員会報告を行います。

常任委員会報告書。

要望関係。

要望第1号 岐阜地方法務局八幡支局の存続を求める旨の意見書の採択について。

本意見は、郡上市自治会連合会及び郡上市商工会の連名で提出されたものであり、本委員会としては、特段の質疑はなく、全会一致で原案を採択することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成21年3月24日、23になっておりますけれども、24に訂正しますので、お願いいたします。郡上市議会議長 美谷添生様、郡上市議会総務常任委員会委員長 田中和幸。以上でございます。

議長（美谷添 生君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を採択とするものであります。委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、要望第1号は採択とすることに決定いたしました。

#### 議発第1号について（採決）

議長（美谷添 生君） 日程109、議発第1号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第122条の規定により申し出があります。

お諮りをいたします。申し出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

#### 議発第2号について（委員会付託）

議長（美谷添 生君） 日程110、議発第2号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について及び各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元に配付しておりますとお申し出がありました。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで日程の追加をしたいと思います。日程111、議発第3号 地方分権改革の推進に関する意見書について、日程112、議発第4号 岐阜地方法務局八幡支局の存続に関する意見書についての2件を日程に追加したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認め、2件を日程に追加します。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをします。

議発第3号について(議案朗読・提案説明・採決)

議長(美谷添 生君) 日程111、議発第3号 地方分権改革の推進に関する意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

山田議会議務局長。

議会議務局長(山田 剛君)

議発第3号

地方分権改革の推進に関する意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成21年3月24日提出

提出者 郡上市議会議員 武藤忠樹

賛成者 郡上市議会議員 清水敏夫

賛成者 郡上市議会議員 川嶋 稔

賛成者 郡上市議会議員 鷺見 馨

郡上市議会議長 美谷添 生様

地方分権改革の推進に関する意見書(案)

地方分権改革推進法では、「地方分権改革の推進は、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われる」こととされており、昨年12月8日に地方分権改革推進委員会の第2次勧告が行われたところである。

こうした勧告を受け、国においては組織機構改革や国道等の移譲計画が検討されているが、地方においては、交付税の大幅な削減や社会保障関係経費の増大、さらには世界的な経済不況の中で、地方財政は危機的な状況に置かれている。

特に中山間地にとっては、住民の生活を直接支えている国道や地方道の整備や河川整備は喫緊の課題であり、国、県等の協力なくして事業を進めることが困難な状況である。このため、

地方分権改革の推進にあたっては、地方の実情を勘案した組織改革、移譲となるよう、地方自治体の意向を最大限尊重するよう強く要望する。

記

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日

岐阜県郡上市議会

提出先

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
行政改革担当大臣  
地方分権改革推進  
委員会委員長

以上でございます。

議長（美谷添 生君） 提出者の説明を求めます。

12番 武藤忠樹君。

12番（武藤忠樹君） 先ほどの産業建設委員会の委員長の報告にありましたけれども、地方分権改革は推進しなければならないことと考えますが、現在、地方財政が疲弊している現状におきましては、国道や地方道の整備、維持管理等は国・県の協力なくして事業を進めることは困難な状態だと考えております。特に、この郡上市内を縦断します国道156号線は郡上市にとりまして重要な幹線道路であり、その整備、維持管理は郡上市の住民生活や産業に直結する重大な問題でもあります。これら地方の地域の実情に十分な配慮ある地方分権改革の推進を求め、意見書を提出したいと考えます。どうか委員全員の賛同をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。本件につきましては、質疑、討論を省略し、採決を行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

議発第3号については、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。議発第3号については原案を可とすることに決

定いたしました。

議発第4号について（議案朗読・提案説明・採決）

議長（美谷添 生君） 日程112、議発第4号 岐阜地方法務局八幡支局の存続に関する意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

山田議会事務局長。

議会事務局長（山田 剛君）

議発第4号

岐阜地方法務局八幡支局の存続に関する意見書について

表記について、地方自治法第99条及び、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成21年3月24日提出

提出者 郡上市議会議員 田中和幸

賛成者 郡上市議会議員 金子智孝

賛成者 郡上市議会議員 古川文雄

郡上市議会議長 美谷添 生様

岐阜地方法務局八幡支局の存続に関する意見書（案）

国においては、地方法務局の支局・出張所について、平成7年の民事行政審議会答申の基準に則して整理統合が進められており、平成16年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」においても、法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合の推進による定員の合理化を進める旨が示され、統廃合が進められているところである。

国が進める行政改革の必要性については十分認識しているところであるが、支局・出張所の適正配置に当たっては、まさに適正に行われるべきであり、単に人口や登記申請件数等の数字をもって整理統合を決定すべきではなく、地理的条件、交通の条件など、サービスを享受する住民の立場に立った検討がなされるべきである。

八幡支局の管轄区域である郡上市は、1,030.79平方キロメートルの広大な面積を有し、急峻な地形に集落が散在する山間地域である。このため、福井県境に位置する白鳥町石徹白地区等から八幡支局まで車で約1時間の所要時間がかかり、冬季にあっては積雪も多く、交通面において困難をきたす状況にある。また、支局・出張所の統廃合に伴い登記事務の電子化など利用

者の利便性に配慮されているところであるが、高齢化率30%を超え、高齢者世帯等が非常に多い郡上市においては、電子化の利用が困難な状況にあり、八幡支局の廃止統合の事態となった場合には、地域住民の利便性が著しく損なわれるとともに、地域経済や住民の財産権、人権保障の実現に大幅な低下をきたすことは明白である。

よって、国においては、今後支局の統廃合を進めるにあたり、本地域の自然的地理的諸条件や社会経済的諸条件等の実情を十分考慮され、八幡支局を統廃合の対象とすることのないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣  
岐阜地方法務局長

以上でございます。

議長（美谷添 生君） 提出者の説明を求めます。

20番 田中和幸君。

20番（田中和幸君） 提案理由の説明は、ただいま意見書（案）を朗読していただきました、ほとんどそのとおりであります。特に岐阜地方法務局八幡支局の管轄区域である郡上市は山間地域であり、このため、福井県境に位置する石徹白地区から八幡まで、車で約1時間かかります。交通面においても困難を来す状況にあり、また支局・出張所の統廃合に伴い、登記事務の電子化など、利用者の利便性にも配慮されているところであります。そういう理由により、意見書を提出いたします。どうか皆さんの御賛同をよろしく願います。

議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。本件につきましては、質疑、討論を省略し、採決を行うことにしたいと思います。御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

議発第4号については、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。議発第4号については原案を可とすることに決定いたしました。

#### 市長あいさつ

議長（美谷添 生君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで市長のごあいさつをいただきます。

日置市長。

市長（日置敏明君） 平成21年第2回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

3月2日に開会以来、議員の皆様方には、市民の代表というお立場から終始御熱心に、また詳細にわたって、かつ厳正に議案を御審議いただき、御議決をいただきましたことに対しまして、深く感謝を申し上げたいと存じます。

あと1週間で平成20年度も終わりました、新年度の平成21年度が始まるわけでございますけれども、今回、議決をいただきました予算、条例、あるいは指定管理者の指定の決定等によりまして、新年度の市政のスタート台に立たせていただくことができました。議決をいただきました予算等につきましては、これを着実に進めてまいりまして、合併後6年度目に入りました郡上市づくりを懸命に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、ただいま経済の情勢は刻一刻と変化をしております。さらなる景気対策等も検討をされておるようでございます。新年度に入りましても、そうした動きに応じて臨機応変に機動的に対応をしてまいりたいと思っておりますので、またよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

以上、御礼を申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（美谷添 生君） どうもありがとうございました。

#### 議長あいさつ

議長（美谷添 生君） 平成21年第2回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、去る3月2日から本日まで23日間にわたり、平成21年度の予算を初め条例改正など多くの議案を、議員各位の終始極めて慎重なる御審議をいただき、終了させていただきました。これもひとえに議員各位の御協力のたまものと深く感謝を申し上げますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。



また、市長を初め執行機関の各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に御協力をいただき、その御苦勞に対しても厚く御礼を申し上げます。

なお、本定例会に寄せられました議員各位の御意見は、多くの市民の願いでもあります。政策の立案、予算の執行については十分考慮をされまして執行いただくよう要望をいたしておきます。

終わりに、今定例会に寄せられました議員各位及び理事者を初め執行機関の皆様方の御協力に対して、重ねて厚く御礼を申し上げるところでございます。議員各位におかれましては、健康に留意をされまして、ますます御活躍をされますよう御祈念申し上げ、閉会に当たり、ごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。御苦勞さんでございました。

#### 閉会の宣告

議長（美谷添 生君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成21年第2回郡上市議会定例会を閉会いたします。御苦勞さんでございました。

（午後 5時41分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 美谷添 生

郡上市議会議員 鷺 見 馨

郡上市議会議員 山 下 明



平成21年3月23日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

総務常任委員会

委員長 田 中 和 幸

## 総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第8号	郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第9号	郡上市職員の修学部分休業に関する条例の制定について	原案可決
議案第10号	郡上市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	原案可決
議案第11号	郡上市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	原案可決
議案第12号	市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について	原案可決
議案第13号	教育長の給料の月額の特例に関する条例の制定について	原案可決
議案第14号	郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第15号	郡上市史編さんに関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第16号	郡上市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第17号	郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第18号	郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について	原案可決

事件の番号	件名	結果
議案第19号	郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第20号	郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第21号	郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第22号	郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第23号	郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	原案可決
議案第24号	郡上市地域医療センター国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第25号	郡上市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第26号	郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第27号	郡上市公民館条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第28号	郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第29号	郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第30号	郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第49号	平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について	原案可決
議案第50号	平成21年度郡上市駐車場事業特別会計予算について	原案可決
議案第51号	平成21年度郡上市宅地開発特別会計予算について	原案可決
議案第53号	平成21年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について	原案可決
議案第55号	平成21年度郡上市大和財産区特別会計予算について	原案可決
議案第56号	平成21年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について	原案可決
議案第57号	平成21年度郡上市牛道財産区特別会計予算について	原案可決
議案第58号	平成21年度郡上市北濃財産区特別会計予算について	原案可決
議案第59号	平成21年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について	原案可決

事件の番号	件名	結果
議案第60号	平成21年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について	原案可決
議案第61号	平成21年度郡上市下川財産区特別会計予算について	原案可決
議案第62号	平成21年度郡上市明宝財産区特別会計予算について	原案可決
議案第63号	平成21年度郡上市和良財産区特別会計予算について	原案可決
議案第117号	過疎地域自立促進計画の変更について	原案可決
議案第118号	辺地総合整備計画の変更について	原案可決
議案第119号	旧慣による公有財産の使用権を廃止することについて	原案可決
議案第120号	財産の無償譲渡について（下川財産区の財産）	原案可決
要望第1号	岐阜地方法務局八幡支局の存続を求める旨の意見書の採択について	原案採択



平成21年3月24日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

産業建設常任委員会

委員長 清水 敏 夫

## 産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

### 記

事件の番号	件 名	結 果
議案第18号	郡上市営牧場条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第19号	郡上市郡上八幡サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第20号	郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第45号	平成21年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について	原案可決
議案第46号	平成21年度郡上市下水道事業特別会計予算について	原案可決
議案第64号	平成21年度郡上市水道事業会計予算について	原案可決
議案第66号	郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について	原案可決
議案第67号	郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第68号	郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定について	原案可決
議案第69号	郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第70号	郡上市白鳥ふれあい農園の指定管理者の指定について	原案可決

事件の番号	件名	結果
議案第71号	郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について	原案可決
議案第72号	郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について	原案可決
議案第73号	郡上市牧歌の里施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第75号	郡上市ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第76号	郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第77号	郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房の指定管理者の指定について	原案可決
議案第78号	郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第79号	郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第80号	郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第81号	郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第82号	郡上市八幡林業センターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第83号	郡上市白鳥木遊館の指定管理者の指定について	原案可決
議案第84号	郡上八幡旧庁舎記念館ほか4施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第85号	郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムほか3施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第86号	郡上市白鳥道の駅施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第87号	郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第88号	郡上市白鳥石徹白交流促進センターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第89号	郡上市道の駅大日岳地域食材供給施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第90号	郡上市ひるがの高原多目的広場の指定管理者の指定について	原案可決

事件の番号	件名	結果
議案第91号	郡上市ひるがの湿原植物園の指定管理者の指定について	原案可決
議案第92号	郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について	原案可決
議案第93号	郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について	原案可決
議案第94号	郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について	原案可決
議案第95号	郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について	原案可決
議案第96号	郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第97号	郡上市めいほう高原自然体験センターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第98号	郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第99号	郡上市明宝磨墨の里公園の指定管理者の指定について	原案可決
議案第100号	郡上市和良運動公園の指定管理者の指定について	原案可決
議案第101号	郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第102号	郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第122号	市道路線の認定について	原案可決
陳情第10号	中部地方整備局の事務所・出張所存続と地方分権改革推進委員会の第2次勧告に向けて地方分権改革推進委員会等における慎重な審議を求める陳情書	原案不採択





平成21年3月24日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

文教民生常任委員会

委員長 尾 村 忠 雄

## 文教民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

### 記

事件の番号	件 名	結 果
議案第21号	郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第22号	郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第23号	郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	原案可決
議案第24号	郡上市地域医療センター国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第25号	郡上市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第26号	郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第27号	郡上市公民館条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第28号	郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第29号	郡上市社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第30号	郡上市合併記念公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第43号	平成21年度郡上市国民健康保険特別会計予算について	原案可決

事件の番号	件名	結果
議案第44号	平成21年度郡上市老人保健特別会計予算について	原案可決
議案第47号	平成21年度郡上市介護保険特別会計予算について	原案可決
議案第48号	平成21年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について	原案可決
議案第52号	平成21年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について	原案可決
議案第54号	平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
議案第65号	平成21年度郡上市病院事業等会計予算について	原案可決
議案第103号	ウイングハウスの指定管理者の指定について	原案可決
議案第104号	みずほ園の指定管理者の指定について	原案可決
議案第105号	フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について	原案可決
議案第106号	郡上市高鷲福祉交流センターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第107号	すみれ作業所の指定管理者の指定について	原案可決
議案第108号	郡上市八幡デイサービスセンターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第109号	郡上市八幡おなび生きがいセンターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第110号	郡上市大和保健福祉センターやまつつじの指定管理者の指定について	原案可決
議案第111号	郡上市白鳥デイサービスセンターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第112号	郡上市白鳥北部高齢者福祉センターいやしの里白山の指定管理者の指定について	原案可決
議案第113号	郡上市白鳥東部デイサービスセンターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第114号	郡上市高鷲保健福祉センターこぶし苑の指定管理者の指定について	原案可決
議案第115号	郡上市美並健康福祉センターさつき苑の指定管理者の指定について	原案可決
議案第116号	郡上市明宝デイサービスセンターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第121号	産業廃棄物埋立処分妨害禁止等調停事件に係る調停について	原案可決
陳情第8号	介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める国への意見書採択についての陳情	不採択



平成21年3月24日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

予 算 特 別 委 員 会

委員長 池 田 喜八郎

## 予 算 特 別 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号	件 名	結 果
議案第42号	平成21年度郡上市一般会計予算について	原案可決